

田原市環境保全計画

改訂版(案)



平成 30 年 4 月

田 原 市



市 章

平成 17 年 10 月 1 日制定

市章デザインの主旨

緑豊かな「渥美半島」を黄緑色、「澄んだ空と美しい海」を青い横縞で市が目指す田園都市をイメージしました。また、中央の円は「三河湾」で調和、全体の形は半島の矢印により活力・前進を表し、うるおいと活力が共生する新都市をイメージしています。



市の花
菜の花

平成 17 年 10 月 1 日制定



市の木
くすのき

平成 17 年 10 月 1 日制定

目 次

第1章 計画の基本的考え方.....	1
1. 計画改訂の背景.....	1
2. 計画の目的.....	2
3. 計画の位置づけ.....	2
4. 計画の期間.....	3
5. 計画の推進主体.....	3
6. 対象とする環境の範囲.....	4
第2章 目標とする環境像と分野別の目標.....	5
1. 目標とする環境像.....	5
2. 分野別環境像.....	6
第3章 施策の展開.....	9
1.多様な自然が宿るまち(田原市生物多様性地域戦略).....	10
1－1ふるさとの自然を守る.....	19
1－2自然の持続可能な利用を推進する.....	21
1－3自然とのふれあいを推進する.....	23
1－4環境保全に係る仕組みを充実する.....	25
2.資源が循環する持続可能なまち.....	27
2－1 低炭素社会のまちをつくる.....	27
2－2 ごみの少ないまちをつくる.....	31
2－3 資源の循環を確保する.....	38
3.空気や水がきれいでさわやかなまち.....	42
3－1 事業所とともに環境対策を行う.....	42
3－2 環境を監視する.....	46
3－3 きれいな水を守る.....	52
3－4 マナーを守って暮らす.....	55
4.うるおいのある暮らしやすいまち.....	56
4－1 緑あふれるまちをつくる.....	56
4－2 快適なまちをつくる.....	64
第4章計画の推進.....	67
1. 市民・事業者・市の協働体制の構築.....	67
2. 推進体制.....	69
3. 計画の進行管理.....	70
参考資料.....	76

第1章 計画の基本的考え方

1. 計画改訂の背景

本市は、市域の多くを三河湾国定公園、渥美半島県立自然公園に指定され、海と山に囲まれた美しい自然環境を有しております、中でも蔵王山、伊良湖岬、大石海岸（太平洋ロングビーチ）などは、大勢の観光客が訪れる景勝地となっています。

環境施策の面では、平成8年12月に環境基本条例を、そして平成10年度に環境保全計画を定め、環境保全に関する施策を推進してきました。

また、平成15年度に「たはらエコ・ガーデンシティ構想」が環境共生まちづくりの全国モデルに指定されたことを契機として、渥美半島の豊かな自然を背景に、風力や太陽光などの自然エネルギーを活用したまちづくりを進めてきました。

一方、国内においても以前は大きな問題であった工場等からの大気汚染や水質汚濁等のいわゆる「公害」に代わり、事業所や一般家庭から出されるごみの増加、山林等への不法投棄、化学物質による環境リスク、干潟や自然海岸の減少や外来生物による生態系への影響など、新しい、あるいはこれまで顕在化していなかった事が大きな問題となりつつあります。さらには、地球温暖化対策など世界共通の課題や平成22年10月に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が愛知県で開催され、平成25年3月に「愛知目標」の達成に向けた行動計画「あいち生物多様性戦略2020」が採択されるなど、環境を巡る問題は複雑かつ多岐にわたっています。

これらの環境問題は、今日の私たちの生活を支えてきた社会経済活動や生活様式に起因しており、地球規模の空間的広がりと次世代にも渡る時間的広がりをもっています。

本市においても複雑化・多様化する環境問題と社会状況の変化に対応するためには、総合的かつ計画的な取り組みを推進していく必要があります。

環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築して、人と自然が共生できる環境都市を実現するため、「田原市環境基本条例」に基づき、環境に関する基本的な方針と市民・事業者・市の各主体が担う具体的な取り組みを明らかにする総合的な計画として、今回、田原市総合計画との整合や社会動向の変化、直近の環境問題等に対応した計画とするため、環境保全計画の改訂を行いました。



2. 計画の目的

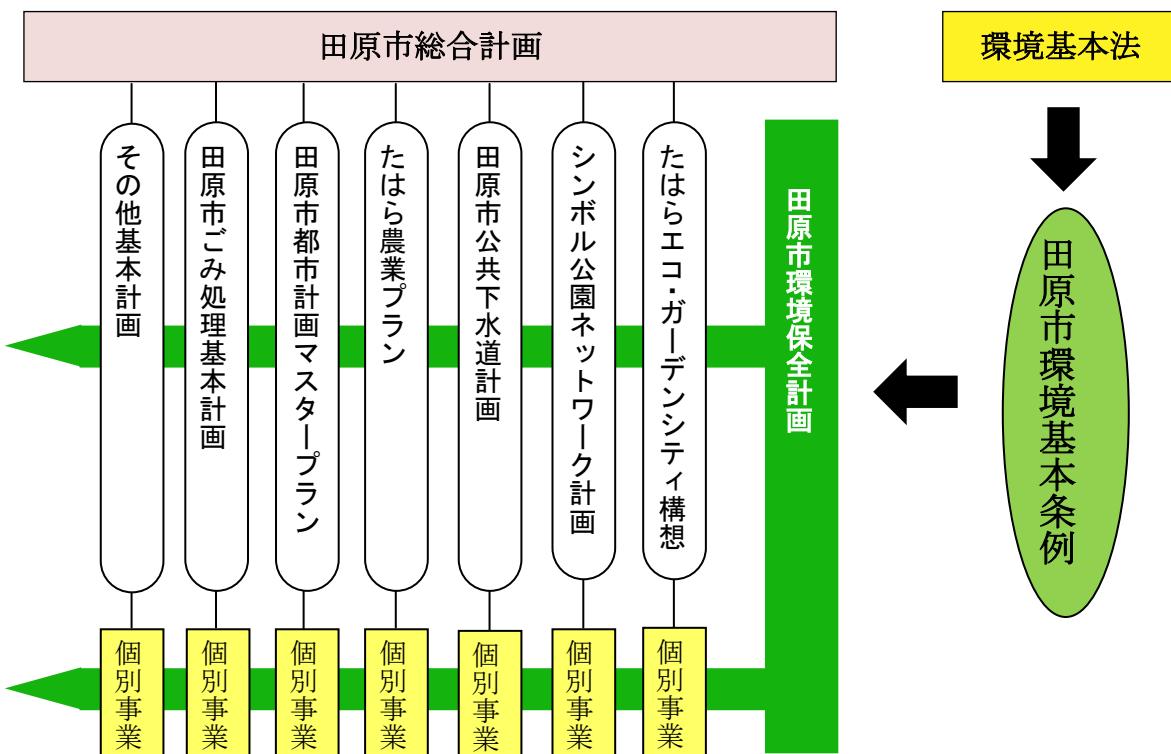
田原市環境基本条例第7条では、確保されるべき環境の姿として次の3つの事項を挙げています。

- 大気、水、土壤等を良好な状態に保つことにより、人の健康を保護し、及び快適な生活環境が確保されること。
 - 森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
 - 地域の歴史的、文化的特性を生かした快適な環境が創造されること。

本計画は、田原市環境基本条例で定める「望ましい環境の姿」を実現するための長期的な目標及び施策の方向と、田原市総合計画の重点プロジェクトの1つである「環境と共生する地域づくりプロジェクト」の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めることを目的としています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、田原市環境基本条例第8条の規定に基づき、本市における環境の保全に関する総合的、計画的な施策を推進するための指針となる計画です。本計画は、田原市総合計画に基づく環境面での基本計画であるとともに、他の個別計画においても、環境面における基本的な方向を示す指針となっています。



4. 計画の期間

本計画の目標年次は、2027年度（平成39年度）とします。また、中間目標年次を田原市総合計画の基本構想目標年次に併せた5年後の平成34年度としますが、社会経済動向の変化や新たな環境保全上の課題に対応するため必要に応じて計画の見直しを行います。

5. 計画の推進主体

計画の有効性を高めるためには、市民・事業者・市が手を携えてそれぞれの責任で行動を行い「みんなでつくる美しいまち」の実現に向け取り組む必要があります。田原市環境基本条例では市民・事業者・市の責務を以下のように定めています。

なお、本計画での「市民」には、地域コミュニティやNPO等の各種団体も含まれます。

■市民の責務

- ・市民は、基本理念にのっとり、環境保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- ・前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

■事業者の責務

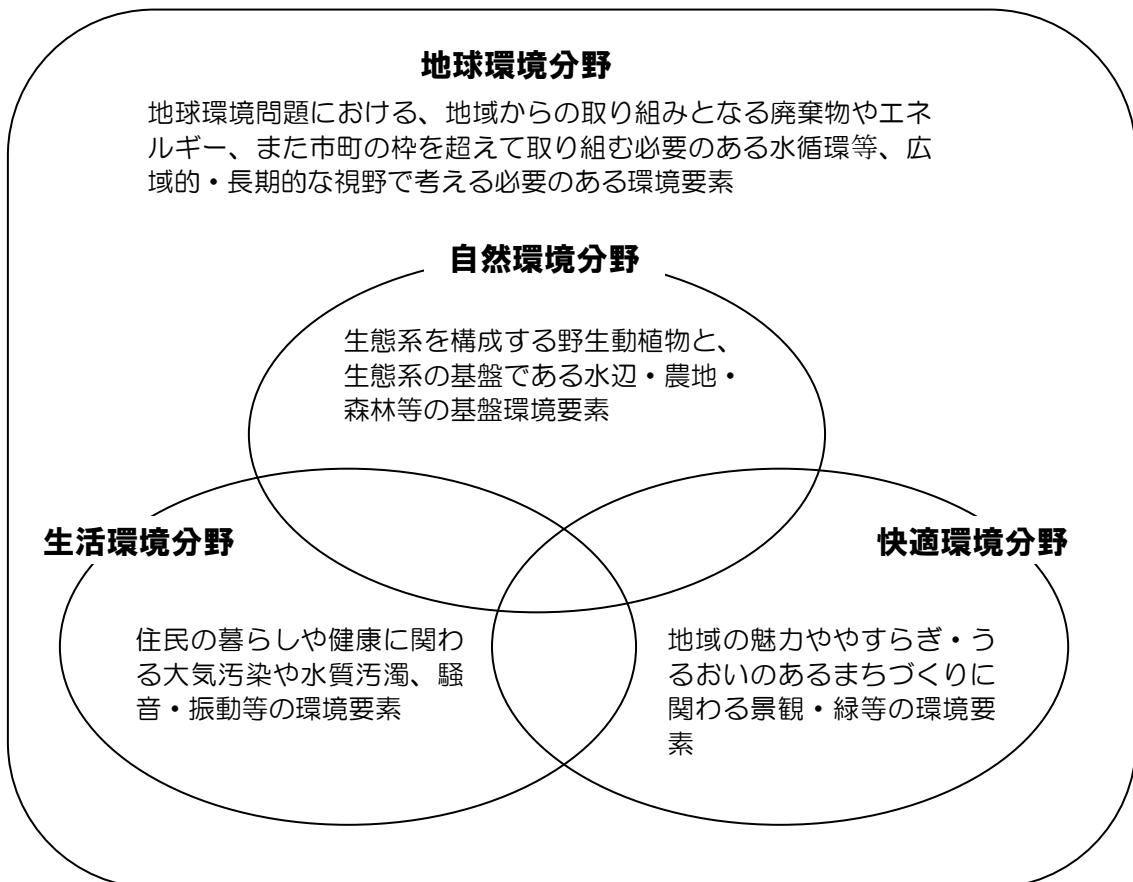
- ・事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- ・前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

■市の責務

- ・市は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、地域の特性を生かした基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。
- ・市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、広域的な取り組みが必要とされる場合には、国、県、近隣市町村その他関係機関と協力して行うよう努めるものとする。

6. 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、大まかに以下のような区分とします。



第2章 目標とする環境像と分野別の目標

1. 目標とする環境像

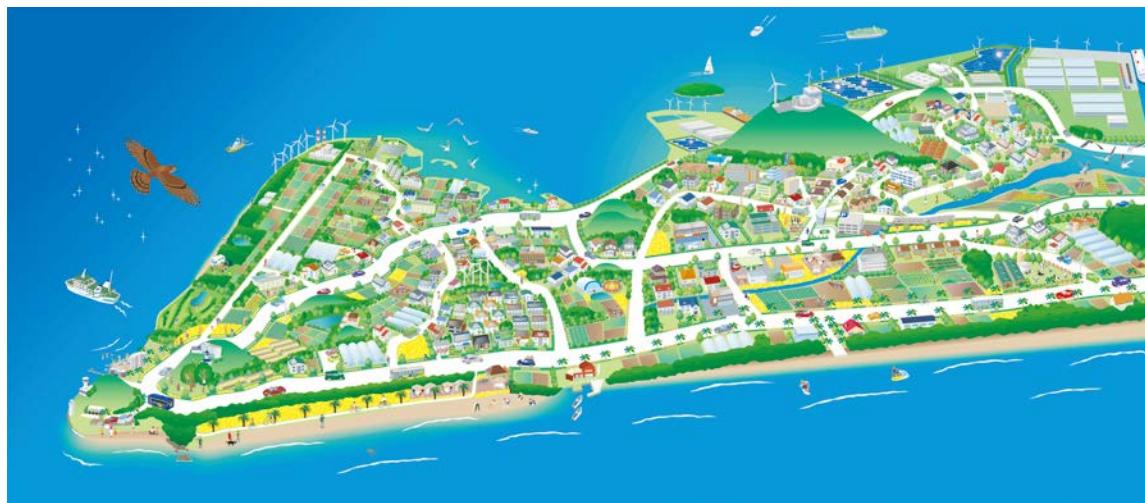
私たちの住む渥美半島は、太平洋と三河湾に接した細長い半島で、多様な自然環境と温暖な気候に恵まれた自然豊かな土地です。

市のシンボルで全ての命の源である海と多様な生物の生息環境となっている川・ため池・湿地・森林・農地等を健やかに保つことで、本市の豊かな自然環境を次の世代に残すことを目指します。

そのために、田原に住み、働き、あるいは訪れる人々が自ら、そして手を携えて環境を保全し、創出するために、以下の環境像を目標として設定します。

豊かな自然を育み ともに生きる

ガーデンシティ 田原



2. 分野別環境像

目標とする環境像を実現するために、以下の分野別環境像を設定し、それぞれの分野における目標を達成することを目指します。

- ① 多様な自然が宿るまち
- ② 資源が循環する持続可能なまち
- ③ 空気や水がきれいでさわやかなまち
- ④ うるおいのある暮らしやすいまち

分野別環境像 1

「多様な自然が宿るまち」(田原市生物多様性地域戦略)

本市は、市の面積の多くが三河湾国定公園及び渥美半島県立自然公園に指定されている自然豊かなまちです。太平洋岸にはアカウミガメが産卵のため上陸する表浜が延び、蔵王山などの山地、農業用のため池や河川、汐川干潟などの水辺環境、農地など、半島特有の様々な自然が存在し、それぞれの環境特性に応じて多様な生態系が形成されています。これらの自然は、生命の源であり、私たちの生活にとってもかけがえのないものです。

そこで、本市では「多様な自然が宿るまち」をテーマに「田原市生物多様性地域戦略」を策定し位置付けることとしました。

そして、ふるさとの自然を将来にわたって保全し、市民や地域コミュニティ、NPO等の保護活動と連携して「自然を身近に感じられるまち」を次の世代に伝えることを目指します。

■ 施策の方向性

- (1) ふるさとの自然を守る
- (2) 自然の持続可能な利用を推進する
- (3) 自然とのふれあいを推進する
- (4) 環境保全に係る仕組みを充実する



生物多様性基本法：生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則や保全を計画的に推進するために必要な国・地方公共団体の基本となる施策を定めた法律。

生物多様性地域戦略：生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画であり、生物多様性基本法(平成 20 年 6 月施行)において、地方公共団体が策定することが努力義務として規定されている。

分野別環境像2

「資源が循環する持続可能なまち」

大量生産・大量消費型の社会は、私たちの生活に便利さと豊かさをもたらしましたが、その反面、廃棄物の増加やエネルギーの無駄な消費は化石燃料の枯渇や地球温暖化の原因になる等、地域規模から地球規模まで様々な問題を引き起こしてしまいました。

私たちは、地球と私たち自身の命を守るために、自分たちにもたらされたすべてのものを資源・エネルギーとして大切にし、未来へつないでいく義務があります。

そこで、市民・事業者・市のそれぞれが資源やエネルギーを大切に利用し、「ごみを出さない」、「エネルギーを浪費しない」持続可能な循環型の生活を送ることを目指します。

■ 施策の方向性

- (1) 低炭素社会のまちをつくる
- (2) ごみの少ないまちをつくる
- (3) 資源の循環を確保する

分野別環境像3

「空気や水がきれいでさわやかなまち」

本市は、全国でも有数の農業地帯であり、かつ臨海工業地帯に位置する大規模製造業を中心とした工業都市でもあるという側面を持っています。これらの産業に関連して、畜産をはじめとする農業や工業に起因する悪臭問題、水質汚濁や自動車交通の増加に伴う騒音等、環境づくりの面から課題が見られます。また、私たちの日常生活から排出される生活排水等が河川や海域の水質汚濁の原因の一つとなっています。

こうしたことから、きれいな空気や水のもとで、安心して暮らすことができるよう、人々の生活や事業活動を営むことを目指します。

■ 施策の方向性

- (1) 事業所とともに環境対策を行う
- (2) 環境を監視する
- (3) きれいな水を守る
- (4) マナーを守って暮らす

分野別環境像4

「うるおいのある暮らしやすいまち」

本市は、寺社や文化財等の田原藩城下町の面影を残す街並み、里山や農地、公園・緑地等の緑あふれる景観、伊良湖岬等市内に点在する観光資源等が、地域を特徴づけています。一方、街や河川に散乱するごみや海岸に漂着するごみ・流木が、私たちの生活の快適性を損なう大きな問題となっています。

美しく安らぎのある景観を保ち、うるおいのあるまちづくりを進めるため、歴史的・文化的資源や公園・緑地等をネットワーク化し、愛着ある街並みづくりに活かすとともに、快適なまちを目指します。

■ 施策の方向性

- (1) 緑あふれるまちをつくる
- (2) 快適なまちをつくる



田原城跡桜門（田原町巴江）

第3章 施策の展開

本章では、第2章に示した分野別環境像を実現するため、施策の方向性と基本施策を示して、それぞれ環境の現況と課題及び具体的な施策を明らかにしています。なお、本市の環境の現状と課題を踏まえて、重点的に取り組むべき施策については、<重点>と記し、市民・事業者・市の役割分担についても示しました。

分野別環境像	施策の方向性	基本施策
1. 多様な自然が宿るまち (田原市生物多様性地域戦略)	1-1 ふるさとの自然を守る	(1)優れた自然環境の保全 (2)渥美半島の特徴的な動植物の保全 (3)身近な自然環境の保全
	1-2 自然の持続可能な利用を推進する	(1)農林水産の振興を通じた自然環境の保全 (2)地産地消の促進を通じた自然環境の保全 (3)体験型観光の充実を通じた自然環境保全
	1-3 自然とのふれあいを推進する	(1)自然とふれあう場の再生と利活用の推進 (2)自然とふれあう場の創出と利活用の推進
	1-4 環境保全に係る仕組みを充実する	(1)環境学習の推進 (2)市民・事業者・行政の連携体制の整備
2. 資源が循環する持続可能なまち	2-1 低炭素社会のまちをつくる	(1)環境と共生する地域の実現
	2-2 ごみの少ないまちをつくる	(1)廃棄物の減量推進 (2)廃棄物の再使用・再資源化 (3)廃棄物の適正処理
	2-3 資源の循環を確保する	(1)環境保全型農業の推進 (2)健全な水循環の確保
3. 空気や水がきれい でさわやかなまち	3-1 事業所とともに環境対策を行う	(1)製造事業所への対策 (2)畜産事業場への対策 (3)悪臭発生事業場への対策
	3-2 環境を監視する	(1)大気汚染の監視 (2)水質汚濁の監視 (3)騒音・振動の監視
	3-3 きれいな水を守る	(1)生活排水対策 (2)河川浄化に関する意識啓発
	3-4 マナーを守って暮らす	(1)近隣公害対策
4. うるおいのある暮らしがやすいまち	4-1 緑あふれるまちをつくる	(1)快適な景観の形成 (2)歴史・文化の保全 (3)公園・緑地の確保
	4-2 快適なまちをつくる	(1)廃棄物の散乱防止

1 多様な自然が宿るまち（田原市生物多様性地域戦略）

●本市の自然環境の現況・課題等

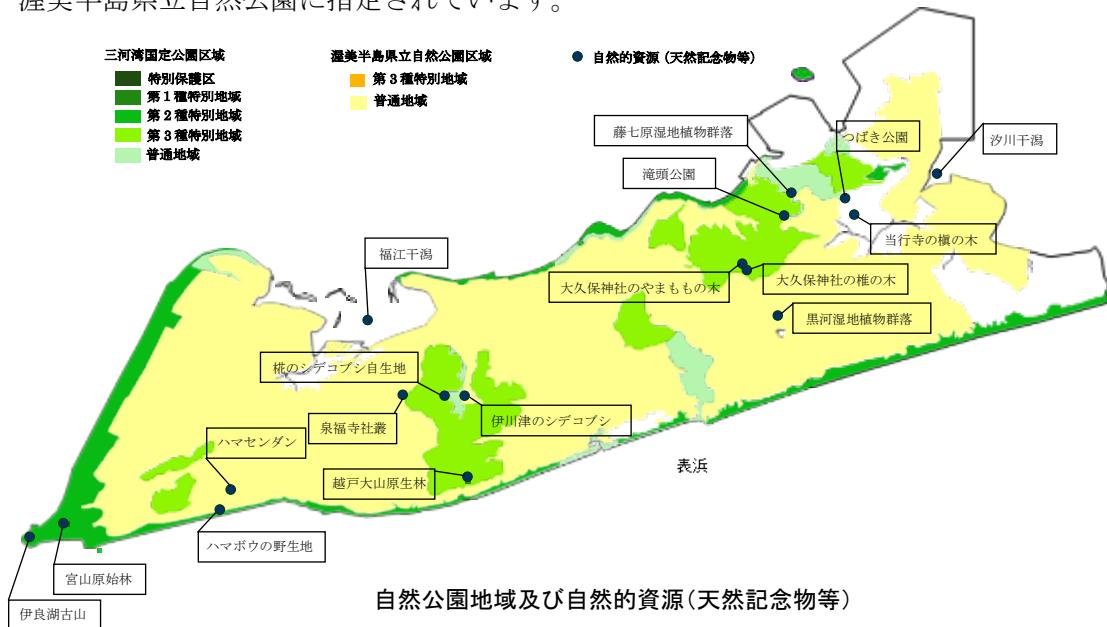
・陸域生態系

本市には伊良湖岬近くの宮山原始林、表浜に面した越戸大山原生林等を中心とした原生林が残されています。渥美半島最大の湿地である黒河湿地には、シデコブシやヤチヤナギ等の貴重な植物が生育し、沼地はハッチョウトンボやサンショウウオ等の生息地となっています。黒河湿地以外にも藤七原、伊川津等にこの地方にのみ自生するシデコブシの大きな群落があり、国や県又は市の天然記念物として保護されています。



シデコブシ自生地(伊川津町桙)

また、本市は三河湾国定公園の一部に指定されています。その中でも宮山原始林は特別保護地区の指定を受け、大山中腹部は第1種特別地域、伊良湖地区、西ノ浜、三河湾沿岸部の一部や姫島、太平洋岸、蔵王山東麓が第2種特別地域、蔵王山、衣笠山等の田原地域の山地、サンテパルクたはら北側の山地、大山を中心とする山地、初立池周辺の山地等が第3種特別地域に指定されています。市内の内陸部も三河湾国定公園に囲まれるように、渥美半島県立自然公園に指定されています。



愛知県の「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」において指定希少野生動植物種に指定されているハギクソウの自生地（伊良湖町古山、小中山町一膳松）は同条例に基づき生息地等保護区に指定されています。



ハギクソウの自生地(伊良湖町古山)

・干潟生態系

渥美半島の三河湾側には日本でも最大級の干潟である汐川干潟（約 280ha）と福江干潟（約 870ha）があることは特筆されます。

福江干潟では、アサリ漁業や海苔養殖がおこなわれています。愛知県は平成 16 年から 10 年連続でアサリ漁獲量が日本一で、全国シェアのおよそ 7 割を占めており、本市のアサリ漁獲量は県内第 2 位となっていますが、その漁獲量は年々減少傾向です。

干潟は様々な生き物が成育・生息する場として大切な役割を果たしているだけでなく、生物資源の生産のほか、水質浄化など干潟の有用な働きが高く評価されています。



潮干狩りの様子(白谷浅海干潟)



青海苔の養殖(福江干潟)

・河川生態系

河川についてみると、福江地区を流れる免々田川には、アユやウナギ、ハゼの仲間やモクズガニなど、一生のうちに川と海を往復する生き物が数多く生息しています。これは、河口域に豊かな浅海が広がり、川と海が一体となった生態系が維持されていることの証しです。また、免々田川を取り囲むように連なる山々からは、そこに降った雨がいくつもの小川となって本流へ注いでいます。そして、これらの支流域には、絶滅危惧種のミナミメダカやホトケドジョウなどが生息しています。



免々田川で捕獲したアユとホトケドジョウの幼魚

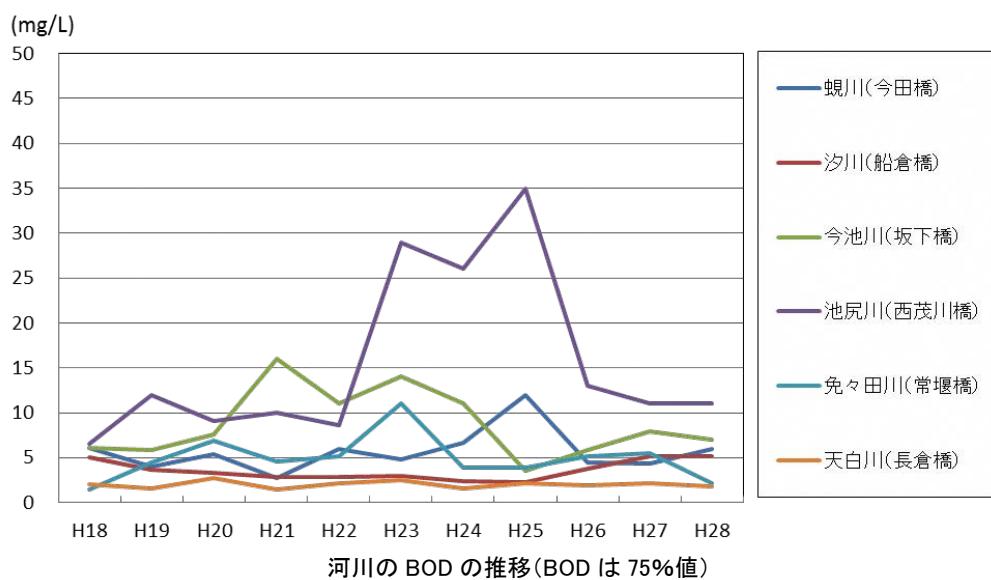
市内の代表的な河川の BOD (BOD は 75% 値) の推移は、下記に示すとおりです。

汐川の環境基準は 10mg/L 以下で、平成 17 年度以降基準を満たしており、その他の河川についても概ね 10mg/L 以下で推移しています。(平成 29 年 3 月 31 日付けで汐川の環境基準は 8mg/L に見直されています。)

一方で、池尻川については水質汚濁が平成 23 年度ころから顕著にみられ、原因の究明と水質保全対策の結果、近年では改善傾向にありますが、引き続き河川の監視が必要です。



田原市内の代表的な河川



なお、BOD と住んでいる魚や水の用途との関係としては、BOD が 5mg/L を超えるとほとんどの魚が繁殖できなくなり、水の用途は工業用水に限られる（飲料水としては使用できない）ことになります。平成 28 年度の年平均値で見ると、25 か所の調査地点のうち、魚の生息できる水質（BOD が 5mg/L 以下）であったのは 10 か所で、半数以上の 15 か所の BOD が 5mg/L を超過しました。

・農地生態系

本市の農業は、恵まれた温暖な気候を活かしながら発展してきました。特に、昭和 43 年の豊川用水の全面通水以降、大規模な生産基盤の整備が進められ、生鮮野菜類の産地化と温室・畜産団地などの造成により全国的にも類を見ない農業先進地域となっています。また、芦ヶ池農業公園（サンテパルクたはら）は、農業・観光の交流拠点として多くの入園者で賑わうだけでなく、市民農園や農業収穫体験など、市民が気軽に農業を体験できる機会の提供を通じ、農業の魅力を伝えています。



芦ヶ池農業公園（サンテパルクたはら）での農業体験

しかし、担い手の高齢化や後継者不足、これに伴う耕作放棄地の増加などが問題となっています。特に、小規模な農地や灌水設備がない、接道がないなどの耕作条件に制約のある農地については再生利用が思うように進んでいないため、農地の再整備が必要となっています。



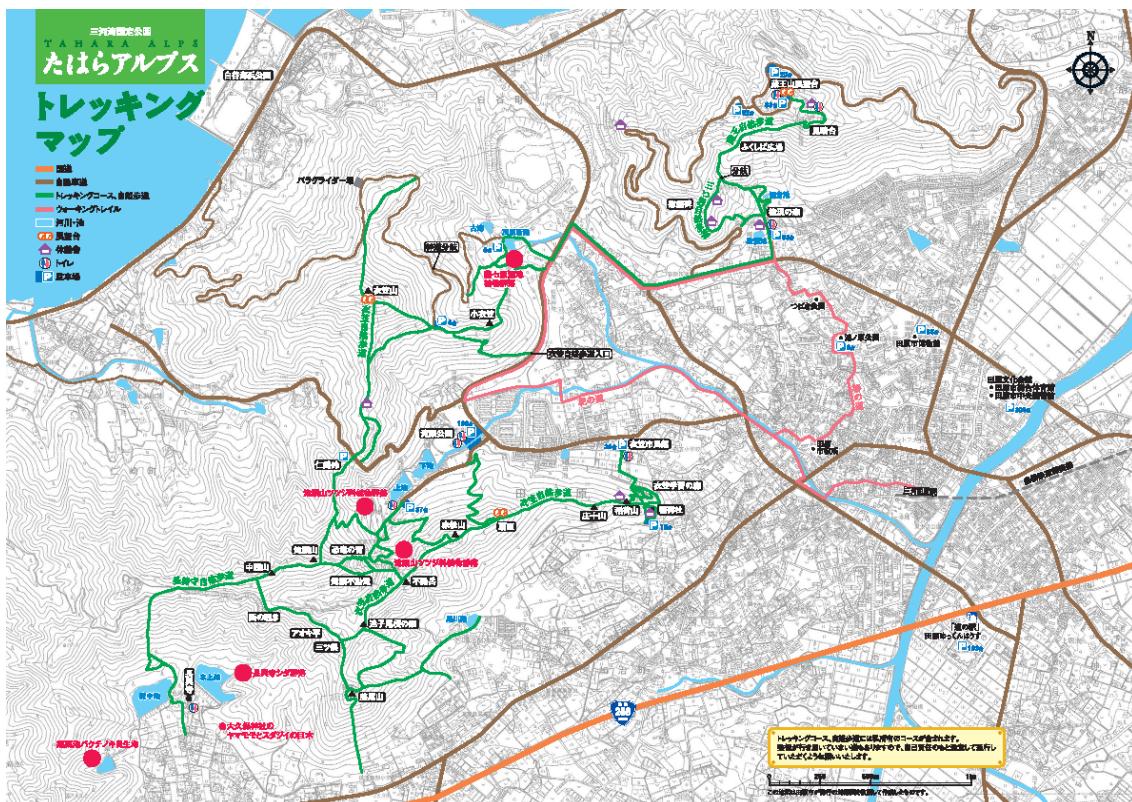
BOD：生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demand)の略。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

河川の BOD とそこにすむ魚・水の用途の目安

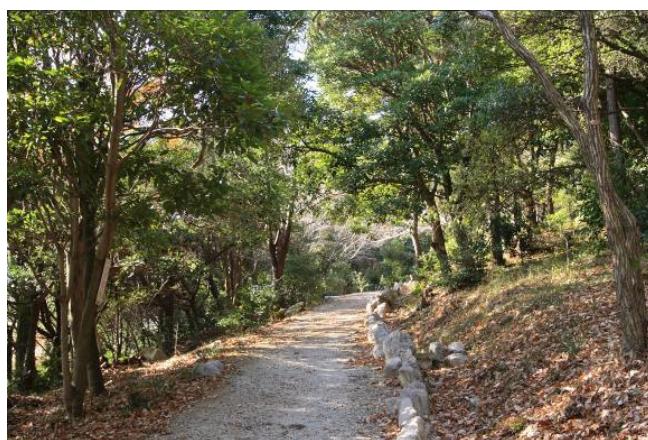
BOD(mg/L)	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	5mg/L 超 10mg/L 以下
すんでいる魚	ヤマメ・イワナ	アユ・サケ	コイ・フナ	魚はほとんど住めない
水の用途	水道用水として利用できる		工業用水として利用できる	

・自然とのふれあいの場として利用される自然環境の特徴

市内には、蔵王山から権現の森にかけての蔵王山自然歩道、衣笠山、滝頭公園から稻荷山にかけての衣笠自然歩道等、市民が身近な自然にふれあうことができる場所があります。衣笠学習の森のように、地元の市民の手で管理され、子どもたちの総合学習の場となっている場所もあります。



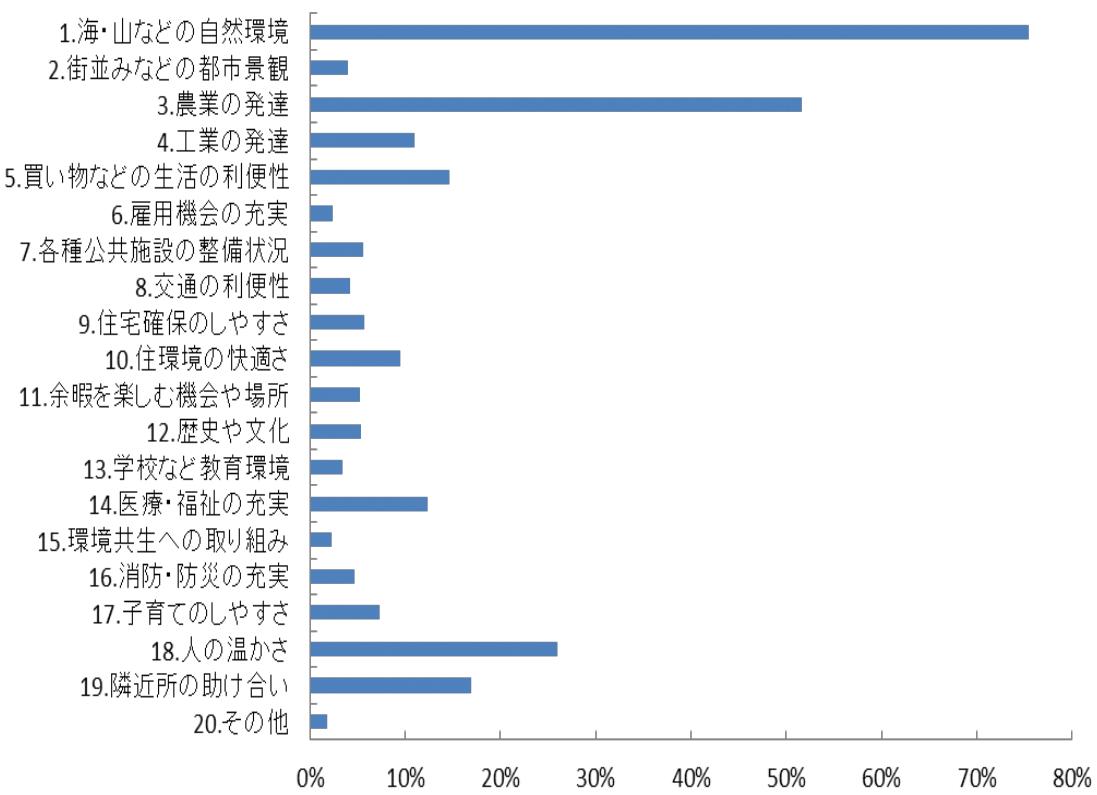
[たはらアルプストレッキングマップ\(自然歩道等\)](#)



小衣笠の道

●自然環境に係る市民の評価

市民意識調査においても本市が優れていると感じることはとの問いに、「海や山などの自然環境」「農業の発達」が他の項目を大きく上回っており、自然環境の保全について多くの市民が重要であると認識しています。



田原市が優れていると感じることは(平成 28 年度 市民意識調査より)

●本市の自然環境のまとめ

以上のように、本市には優れた自然環境が分布、保全されています。また、市域の干潟、河川、農業は長い歴史の中で人の暮らしと密接な関わりを持ち、その様相を変えながらも、生業（なりわい）の場として農林水産業の振興とともに持続的に利用されてきました。そして、自然とのふれあいの場も整備され、本市の自然環境に係る市民の意識も高く、自然環境の保全について多くの市民が重要であると認識しています。

本市では、自然との共生の中で生物多様性が保全され、『多様な自然が宿るまち』が守られ、引き継がれてきました。

「多様な自然が宿るまち」を目指すうえでは、本市に残されている優れた自然を守る活動、身近な自然を保全・活用する活動を推進し、多くの市民が自然に興味を持ち、自然環境の保全に積極的に参加する仕組みが必要です。

●田原市生物多様性地域戦略における目標

本市は、ふるさとの自然を将来にわたって保全し、市民や地域コミュニティ、NPO 等の保護活動と連携して「自然を身近に感じられるまち」を次の世代に伝えることを目指します。

その実現にむけて、本市全域を対象区域とし、田原市生物多様性地域戦略を定めます。



生物多様性:様々な環境で暮らす、様々な種の個体がそれぞれ豊かな個性を持ち、関わり合いながら生きていることを生物多様性と言う。生物多様性には「生態系の多様性」・「種の多様性」・「遺伝子の多様性」という3つのレベルでの多様性がある。健全な生物多様性とは、これら3つが正しく成り立っている状態。
・生態系の多様性:森林、里地里山、河川、湿地、干潟など多様なタイプの自然がある
・種の多様性:動植物から細菌などの微生物にいたるまで、多様な生き物がいる
・遺伝子の多様性:同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性がある

●地域戦略の基本方針

(1) ふるさとの自然を守る

本市の自然環境を特徴づける下記に示す、優れた自然環境や特徴的な動植物の生息・生育地を保全するとともに、これらを核とした保全施策を拡充します。

- ◇自然公園に指定された区域の保護
- ◇貴重な動植物が生息・生育している指定天然記念物等の保全
- ◇身近な動植物の生息・生育地の保全

また、身近な動植物の保全のため、社寺林・屋敷林等の古くから街中にある樹林を保全します。その一方で、緑地の整備時の外来植物導入の回避及び郷土産郷土種の積極的な利用、生態系のバランスを崩す外来生物の駆除対策を推進します。

(2) 自然の持続可能な利用を推進する

身近な自然環境を次の世代に引き継ぐため、生物多様性の持続可能な利用を目指します。耕作放棄地の有効利用や環境保全に配慮した農業の振興、保安林制度等を活用した計画的な森林管理・利用、漁場環境の改善や水産業担い手の育成を通じた水産業の振興、自然環境を体験型観光としての利活用を推進します。

(3) 自然とのふれあいを推進する

自然とのふれあいの場である干潟、河川、砂丘の再生、市民農園等の利活用を促進し、市民にとって、これらが自然とふれあうことができる魅力的な場所であることについて再認識を促します。また、市民が自然の中で過ごす時間が増えるように努めます。

(4) 環境保全に係る仕組みを充実する

加治区、谷ノ口区の里山林や稻荷山における里山保全活動をはじめ、市域で活動している地元のNPOや事業者と連携した環境学習、学校を中心とした体験型の環境学習の実施を推進します。環境学習の推進にあたっては、身近な自然に目を向け関心を持ってもらうように配慮します。

●地域戦略の施策体系

施策の方向性	基本施策	具体的な施策展開
1-1 ふるさとの自然を守る	(1) 優れた自然環境の保全	自然公園区域における優れた自然環境の保護
		海岸の浸食対策の実施＜重点＞
	(2) 湿美半島の特徴的な動植物の保全	貴重な自然の指定地域における保護対策の推進
		動植物の生息・生育地の保全＜重点＞
	(3) 身近な自然環境の保全	身近な緑地の保全
		外来種対策の実施＜重点＞
		郷土産郷土種の積極的な利用
1-2 自然の持続可能な利用を推進する	(1) 農林水産業の振興を通じた自然環境の保全	耕作放棄地の有効利用と環境保全型農業の推進 ＜重点＞
		適正な森林の管理及び活用
		漁場環境の改善
	(2) 地産地消の促進を通じた自然環境の保全	農業の6次産業化の推進
		自然環境・観光資源の掘り起こしと利活用
1-3 自然とのふれあいを推進する	(1) 自然とふれあう場の再生と利活用の推進	「里の干渴」の再生 ＜重点＞
		河川の再生 ＜重点＞
	(2) 自然とふれあう場の創出と利活用の推進	自然とふれあう場としての農地の利活用
		「いらごさららパーク」の利活用
1-4 環境保全に係る仕組みを充実する	(1) 環境学習の推進	地域と連携した環境学習の場の創出＜重点＞
		身近な自然を題材とした環境学習の実施＜重点＞
	(2) 市民・事業者・行政の連携体制の整備	NPO等との連携による自然保護活動の推進＜重点＞
		事業者との連携による自然保護活動の推進

1-1 ふるさとの自然を守る

■具体的な施策展開

（1）優れた自然環境の保全

1) 自然公園区域における優れた自然環境の保護

三河湾国定公園区域及び渥美半島県立自然公園区域は、国の法律及び県条例によって無秩序な開発が規制されています。自然公園区域における優れた自然環境を保護するため、規制を遵守するよう指導・啓発を一層強化します。

2) 海岸の浸食対策の実施＜重点＞

海岸崩壊や砂浜消失等の海岸浸食に対して生態系に配慮した海岸整備を行い、海岸環境や生態系の保全を図ります。

（2）渥美半島の特徴的な動植物の保全

1) 貴重な自然の指定地域における保護対策の推進

国や県又は、市の天然記念物として指定されている黒河湿地植物群落や藤七原湿地植物群落、伊川津町桟のシデコブシの群生地等、貴重な自然環境の保護対策を推進します。

2) 動植物の生息・生育地の保全＜重点＞

アカウミガメの産卵場所となっている表浜（太平洋）、スナメリが生息する三河湾、ハッチョウトンボが生息する黒河湿地、サシバ等の野鳥の渡りの拠点や生息地となっている渥美山塊・伊良湖岬周辺の山地等、渥美半島特有の多種多様な動植物の生息・生育地の保全に努めます。



アカウミガメの産卵（赤羽根ロングビーチ）

(3) 身近な自然環境の保全

1) 身近な緑地の保全

社寺林・屋敷林等の古くから街中にある樹林を身近で貴重な緑地として保全します。



田原城跡



緑豊かな住宅

2) 外来種対策の実施<重点>

日本にもともといなかった外来生物の中には、日本固有の生物と比べて繁殖力が強く、交雑して雑種を生み出してしまう等、生態系に悪い影響を及ぼすものがあります。オオキンケイギク、オオクチバス、アルゼンチンアリ等をはじめとするこれらの特定外来生物に対する調査・駆除等も含めた対策を実施します。また、ミシシッピアカミミガメ等、今後生態系への被害が懸念される外来種の駆除を検討します。

オオキンケイギクの駆除作業
(いらご さららパークにて)ミシシッピアカミミガメの駆除作業
(泉が池にて)

3) 郷土産郷土種の積極的な利用

身近な緑地の整備にあたっては、外来種はもちろん、他地域産の緑化植物の導入は可能な限り回避し、郷土産郷土種を積極的に利用します。



特定外来生物: 生態系や人体、農林水産業に悪影響を与える恐れがある国外由来の種。2005 年に施行された「特定外来生物被害防止法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)」に基づき、環境省が指定。

平成 29 年(2017)7 月現在、哺乳類 25 種、鳥類 5 種、爬虫類 16 種、両生類 11 種、魚類 14 種、クモ・サソリ類 7 種、甲殻類 5 種、昆虫類 9 種、軟体動物等 5 種、植物 13 種(アレチウリなど)が指定されている。

重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

重 点 施 策	市(行政)	市 民	事 業 者
海岸の浸食対策の実施	・近隣市との連携を図り、海岸の浸食対策を国・県等に要請します。	・地域コミュニティ、NPO等を中心に海岸清掃に参加します。また、顕著な海岸浸食の進行箇所を見つけた際には市へ報告します。	・社会活動貢献事業の一環として海岸清掃に参加します。また、顕著な海岸浸食の進行箇所を見つけた際には市へ報告します。
動植物の生息・生育地の保全	・貴重な動植物の生息・生育地の保全のための管理手法を検討します。 ・国・県等に貴重な動植物の生息・生育地の保全と回復を要請します。	・地域コミュニティ、NPO等を中心に生物の生息・生育実態調査等に参加します。	・社会活動貢献事業の一環として動植物の生息・生育実態調査等に協力します。
外来種対策の実施	・重大な影響を及ぼす外来生物のうち優先度の高いものについて、防除（駆除など）を実施します。 ・市民・事業者等に対して、適切な駆除・防除方法などの情報を提供します。	・これまで飼育していた個体の適切な管理を行います。 ・適切な方法で特定外来生物の防除を実施します。	

1-2 自然の持続可能な利用を推進する

■具体的な施策展開

(1) 農林水産業の振興を通じた自然環境の保全

1) 耕作放棄地の有効利用と環境保全型農業の推進<重点>

農地として利用されなくなった耕作放棄地が増えたことで、雑草や害虫が増えたり、鳥獣による被害を招いたり、生態系のバランスが崩れ周辺の農地に悪影響をもたらします。耕作放棄地の所有者に対して意識啓発を行い、農地の適切な利活用を推進します。

2) 適正な森林の管理及び活用

まとまって面的に連続性を持つ森林は、保安林制度等を活用して、適正な管理と計画的な保全を推進します。

3) 漁業環境の改善

漁場環境の改善や水産業の担い手の育成を行い、水産業の振興を図るとともに、水産資源の有効利用を進めます。

(2) 地産地消の推進を通じた自然環境の保全

1) 農業の6次産業化の推進

担い手の高齢化や後継者不足、これに伴う耕作放棄地の増加などが問題となっている本市において、農商工業者の連携や6次産業化により農業の魅力を高め、農地の適切な利活用、資源の有効利用を進めます。

(3) 体験型観光の推進を通じた自然環境の保全

1) 自然環境・観光資源の掘り起こしと利活用

本市でしか味わうことのできない体験型の観光を推進する中で、渥美半島の自然環境を観光資源として捉え直し、その賢明な活用を推進します。

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

重 点 施 策	市(行政)	市 民	事 業 者
耕作放棄地の有効利用と環境保全型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 菜の花エコプロジェクトを推進し、耕作放棄地の有効活用を促進します。 ・ 農地の流動化を積極的に図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民団体、農家等と協働し、菜の花エコプロジェクト等に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会活動貢献事業の一環として、市民団体、農家等と協働し、菜の花エコプロジェクト等に取り組みます。



菜の花エコプロジェクト:菜の花をキーワードにした農

地の健全化を図るプロジェクトです。主な事業としては、「菜の花の栽培」、「菜種の利活用」、「廃食油の利活用」がある。

特に、「菜の花の栽培」では、遊休農地に家畜排せつ物を利用した有機堆肥を投入して菜の花を栽培し、農村景観の保全・美化を図るとともに、復元した農地を農業担い手に提供するなど農業の活性化を図っている。



菜の花畠

1-3 自然とのふれあいを推進する

■具体的な施策展開

(1) 自然とふれあう場の再生と利活用の推進

1) 「里の干潟」の再生<重点>

干潟は、生物多様性の確保、生物資源の確保、水質浄化等大切な役割を果たしています。汐川干潟の再生を目指し、干潟の清掃活動の推進に努めるとともに、自然環境への理解を深めるため、自然観察会の開催を実施します。



汐川干潟自然観察会の様子

2) 河川の再生<重点>

自然のふれあいの場としての河川の再生を目指し、市民にとって、河川が自然とふれあうことができる魅力的な場所であることについて再認識を促すとともに、自然の中で過ごす時間が増えるように努めます。



新堀川での水生生物調査(新堀橋付近)



清田地域環境保全会による水田魚道観察会の様子

(2) 自然とふれあう場の創出と利活用の推進

1) 自然とふれあう場としての農地の利活用

菜の花エコプロジェクトによる菜の花栽培を推進し、耕作放棄地の解消を図ります。また、自然とのふれあいの場として、体験型市民農園の利活用を推進します。

2) 「いらごさららパーク」の利活用

伊良湖休暇村公園敷地内にある砂丘を再現した「いらごさららパーク」を自然観察等の場として利活用します。

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

重 点 施 策	市(行政)	市 民	事 業 者
「里の干潟」の再生	<ul style="list-style-type: none"> 干潟の清掃活動の推進に努めます。 環境学習の場として干潟を活用し、自然環境への理解を深めるため、自然観察会等の開催を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 干潟の清掃活動に協力します。 観察会等に積極的に参加し、干潟についての興味を持ち、干潟の再生に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会活動貢献事業の一環として清掃活動等に協力します。 観察会等に積極的に参加し、干潟についての興味を持ち、干潟の再生に努めます。
河川の再生	<ul style="list-style-type: none"> 市内の河川に关心を持ってもらうため、観察会等を開催し、水質保全に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川に关心を持ち大切に思う気持ちを育み、地域の財産である川を、次の世代に引き継ぎます。 	

1-4 環境保全に係る仕組みを充実する

■具体的な施策展開

（1）環境学習の推進

1) 地域と連携した環境学習の場の創出＜重点＞

加治区、谷ノ口区の里山林や稻荷山における里山保全活動等、地域が中心となって行っている自然保護活動と連携して、環境学習の場を整備します。また、活動のリーダー育成のためのプログラム作成や研修会の開催等、活動に対するソフト面の支援も行います。

2) 身近な自然を題材とした自然環境学習の実施＜重点＞

子どもたちが身近な自然に触れ、親しみ、自然を理解するために、身近な河川における小学生等による水生生物調査等の環境学習の実施、社寺林・屋敷林等の古くから街中にある樹林における生物調査、美化活動、環境保全活動等をはじめとする体験型の環境学習を推進します。

（2）市民・事業者・行政の連携体制の整備

1) NPO等との連携による自然保護活動の推進＜重点＞

身近な自然環境の保全にあたっては、地元のNPO等と連携した取り組みが不可欠です。渥美半島生態系ネットワーク協議会を核としたNPO等と市が連携した自然保護活動を進めます。また、NPO等相互の連携の場を構築します。

2) 事業者との連携による自然保護活動の推進

社会貢献活動の一環として、美化活動や環境保全活動に取り組む事業者と連携し、自然保護活動を推進します。

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

重 点 施 策	市(行政)	市 民	事 業 者
地域と連携した環境学習の場の創出	・自然保護活動や調査に必要な知識・技能等が身に付くような場を整備し、地域における活動を支援します。	・学校と地域が連携して、環境学習の場の整備や利用機会の拡大を図ります。	・社会活動貢献事業の一環として、環境学習の場の整備や利用機会の拡大を図ります。
身近な自然を題材とした自然環境教育の実施	・水生生物調査、環境保全活動等の自然環境教育を実施します。	・学校、地域、事業者が協力して、子供たちへの自然環境教育を実施します。	
NPO 等による自然保護活動の推進	・現在地域において自然保護活動を進めている NPO 等と連携して自然保護活動を実施します。 ・市内で活動している NPO 等の活動について把握します。 ・渥美半島生態系ネットワーク協議会に加盟している NPO 等相互の情報交換・ネットワークの場を構築します。	・NPO 等を中心とした自然保護活動に参加します。	・社会活動貢献事業の一環として、自然保護活動に参加します。



渥美半島生態系ネットワーク協議会：2010 年の生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標の達成に向けた新たな行動計画である「あいち生物多様性戦略 2020」及びその推進ツールとして、生き物の生息環境をつなぐ「生態系ネットワークの形成」の県内展開を図っている。

渥美半島ネットワーク協議会は平成 27 年 1 月 29 日に発足。

平成 29 年 11 月 20 日現在、協議会加盟団体は田原市をはじめ企業、NPO 等 38 団体が加盟している。

2 資源が循環する持続可能なまち

2-1 低炭素社会のまちをつくる

(1) 環境と共生する豊かで持続する地域の実現

■ 環境の現況・課題等

地球温暖化防止対策として、政府は2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で26%減らす目標を発表し、私たちの暮らしに関する家庭部門での温室効果ガス排出量については約40%の削減目標を掲げています。

本市では、平成15年度に「たはらエコ・ガーデンシティ推進計画」を策定し、この計画に基づいて「環境と共生する豊かで持続する地域」を目指し、「菜の花エコプロジェクト」、「資源循環プロジェクト」、「エコ・エネルギー導入プロジェクト」、「省エネルギー推進プロジェクト」、「コンパクトシティプロジェクト」、「グリーン・ネットワークプロジェクト」、「エコ・インダストリープロジェクト」の7つの主要施策を掲げて環境共生まちづくりを推進しています。

なお、市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化防止に取り組むため、平成20年11月3日に地球温暖化防止宣言を行い、できることから1つずつ実践する「たはらエコチャレンジ宣言登録」を行うなどさまざまなエコ活動を通して、クールチョイスの促進に取り組んでいます。



菜の花畠(加治町)



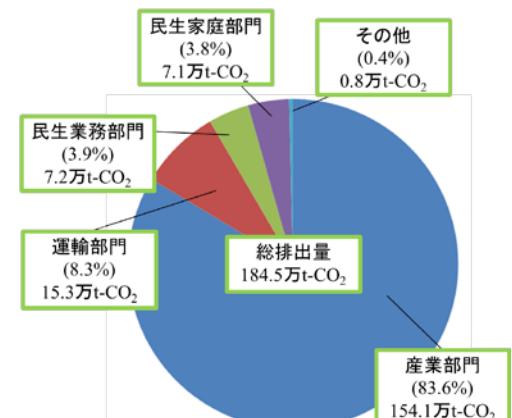
田原リサイクルセンター炭生館



太陽光発電を設置した住宅街(吉胡台)

本市から排出される平成27年度（2015年度）の二酸化炭素排出量は、年間で約184.5万t-CO₂となります。部門別で見ると産業部門がもっとも多く154.1万t-CO₂ (83.6%)、次いで運輸部門15.3万t-CO₂ (8.3%)、民生業務部門の7.2万t-CO₂ (3.9%)、民生家庭部門の7.1万t-CO₂ (3.8%)、その他が0.8万t-CO₂ (0.4%)となります。

二酸化炭素排出量が増加した平成17年度（2005年度）と比較すると16%減少しています。部門別に見ると、産業部門の減少率が最も高く、25%の減少が見られます。



部門別二酸化炭素排出量

(平成27年度)



緑のカーテン(漆田保育園)



ぐるりんバス



レンタサイクルステーション

■ 具体的な施策展開（7つの主要施策）

環境と共生する豊かで持続する地域を実現するため、7つの主要施策を推進するとともに、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づいて、二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。

1) 菜の花エコプロジェクト

遊休農地を解消し、農業経営の経済的安定、農業の持つ多面的機能を活かした美しい農村景観の形成・地域の環境保全、観光産業の振興、地域社会の活性化を図ります。

主な事業：菜の花の栽培、菜種の利活用、廃食用油の利活用

2) 資源循環プロジェクト

家庭や事務所、工場、農家などの活動から発生する廃棄物をできる限り資源化し、エネルギー源として利用することで環境負荷の低減を図ります。

主な事業：一般廃棄物の資源化・下水道汚泥の資源化・家畜排せつ物の資源化・農業用廃プラスチックの資源化、資源循環型農業の推進

3) エコ・エネルギー導入プロジェクト<重要>

豊富な日射量や半島性の強い風など利用した再生可能エネルギーや分散型電源として期待される燃料電池の導入など生活や産業活動において有効利用します。

また、低公害車導入促進と併せて電気自動車等充電スタンドを整備し、環境に配慮したエネルギーの確保に努め、防災面にも寄与します。

主な事業：市公共施設などへの導入、市民・事業者への導入、蓄電池の導入



菜の花エコ・エネルギーツアー



廃食油を利用した行灯

4) 省エネルギー推進プロジェクト<重要>

年々増加するエネルギー経費を抑制し、生活・経営の質の向上やゆとりの創出を図ります。

主な事業：建築計画的手法、省エネ設備の導入、エコライフの推進

5) コンパクトシティプロジェクト

市街地の都市的機能を充実し、公共施設の集約配置や公共交通の整備などによる中心市街地の活性化を図り、利便性の高い環境負荷の少ない省エネ型のまちづくりを推進します。

主な事業：都市機能の整備、公共交通の整備、スローモーブ

6) グリーン・ネットワークプロジェクト

里山・公園・緑地、海岸・干潟・河川・池沼、農地のレクリエーション利用・自然復元、工業用地の緑地・豊川水源地域の森林など地域にある多様な自然の大切さを認識し、その保全・創造・利用により、自然環境の健全化を図ります。

主な事業：緑の回廊形成、市民緑地の推進、水源林の保全

7) エコ・インダストリープロジェクト

地域特性に適した次世代エネルギー関連企業の誘致・集積をはじめ、地元企業の育成に取り組み、環境化に対応した研究・生産・物流などの産業立地の実現を図ります。

主な事業：エコ・エネルギー産業の振興、事業者間エネルギーの連携、事業者等共同研究



親子エコクッキング講座



ストップ温暖化教室

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

施 策	市(行政)	市 民	事 業 者
地球に優しい再生可能エネルギーへの取組 (エコ・エネルギー導入プロジェクト)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藏王山の風車事業やたはらエコフェスタ、菜の花エコプロジェクト等を通して、再生可能エネルギー導入へ取り組む田原市を PR し、市民の意識を醸成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般家庭における太陽光や低公害車などの新エネルギーの導入に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所において、積極的に再生可能エネルギーの導入を図ります。
自然環境や景観と再生可能エネルギー発電施設の調和を図る (エコ・エネルギー導入プロジェクト)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力、太陽光発電等の「再生可能エネルギー」の設置に関し、関係法令等を遵守した適正な施行を誘導し、豊かな自然環境や美しい景観の保全と再生可能エネルギー発電施設の調和を図り、潤いのある豊かな地域社会の発展に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー発電施設の設置について、健全な生活環境の保全、身近な自然や景観等の保護を図り、潤いのある豊かな地域社会を形成します。 	
市・市民・事業者における CO2 削減、省資源、省エネルギーへの取組 (省エネルギー推進プロジェクト)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内公共施設において地球温暖化対策の率先行動や省エネ設備等の率先導入に努めます。 ・ 市民や事業者の地球温暖化対策への取り組みに対してアドバイスできる職員の養成等について検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活の工夫によって、家庭における省資源・省エネルギー対策を実践します。 ・ 毎日の暮らしの中で、市民ひとりひとりが省エネに取り組む「たはらエコチャレンジ宣言登録」を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所における省資源・省エネルギー対策を実践します。 ・ 大規模事業所は中小の事業所にアドバイスできる仕組み・体制を構築します。



エコチャレンジ宣言登録:毎日の暮らしの中で市民ひとりひとりができることから一つずつ省エネに取り組む宣言をする。

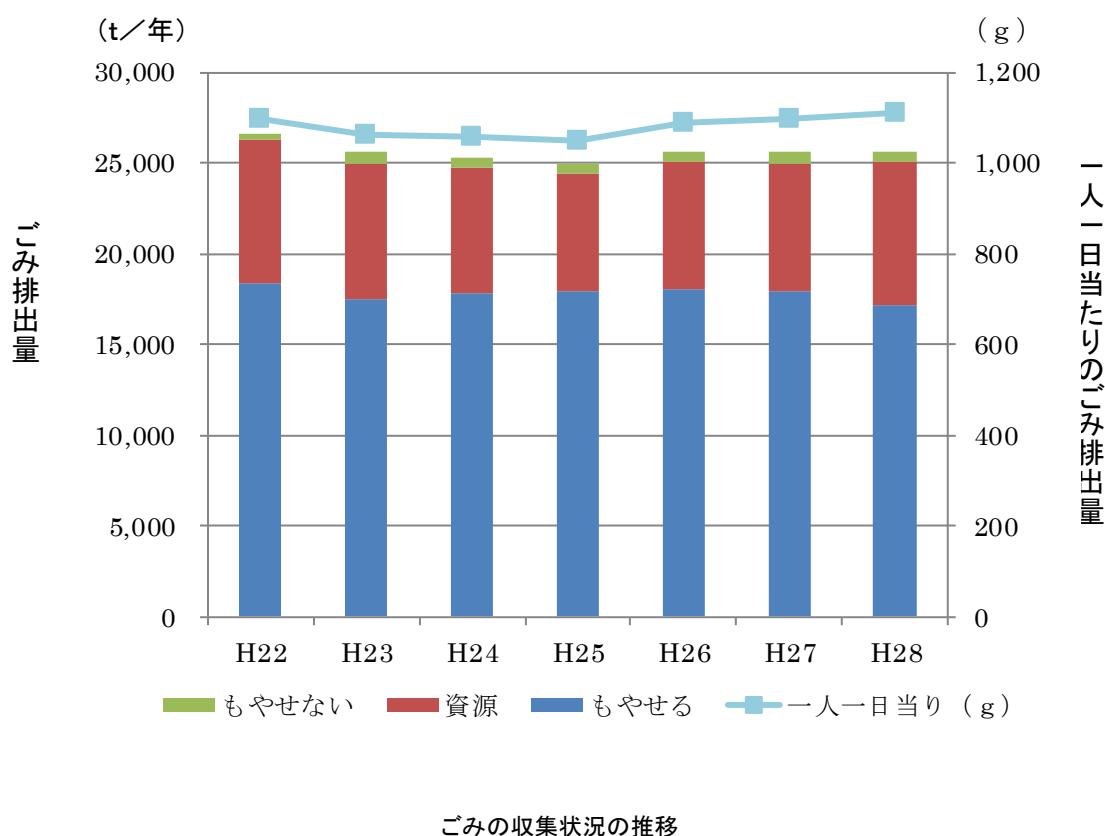
クールチョイス:2030 年度に温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減するという目標達成のため、少エネ・低炭素型の製品への貢換、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていくこうという取組。

2－2 ごみの少ないまちをつくる

(1) 廃棄物の減量推進

■ 環境の現況・課題等

一般廃棄物の総排出量は平成22年度の26,646tから平成28年度の25,580tに約4%減少していますが、人口も減少しているため、1人1日当たりのごみ排出量は1,099g/人・日から1,109g/人・日に増加しています。今後もごみの発生を抑制し、資源ごみの確実な分別収集及び資源化を行うために、市全体で「3R活動」を推進していきます。



3R:ごみを減らし、循環型社会を構築していくためのキーワード。3Rとは、Reduce(リデュース:減らす)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再資源化)の頭文字をとったものである。3Rを進めていく過程では、まず、資源の消費を減らす(Reduce)、次に、使えるものは大切に何回も繰り返し使う(Reuse)、最後に使えなくなったら原材料として再生利用(Recycle)する、という順番を意識することが大切となる。

■ 具体的な施策展開

1) ごみの発生抑制に向けた取組<重点>

- (1) ごみ有料化の導入・見直しの検討
- (2) 廃棄物減量等推進員の指導体制の充実
- (3) 生ごみ減量の推進
- (4) 食品ロスの削減
- (5) マイバッグの推進
- (6) エコショップ制度の導入

2) ごみの再使用に向けた取組<重点>

- (1) きらり☆宝市の推進
- (2) 再利用可能な容器（リユース容器等）の利用
- (3) リユース食器の利用・普及

3) ごみの再生利用に向けた取組<重点>

- (1) 分別徹底の推進
- (2) 再生資源の利用促進
- (3) 販売店による資源の自主回収等の推進

4) ごみの減量・資源化に関する共通事項<重点>

- (1) ごみ処理対策推進協議会との連携体制の充実
- (2) 広報・啓発・指導体制の整備
- (3) 環境教育・学習の推進
- (4) 他市町村との連携体制の整備



環境教育・学習の推進



きらり☆宝市



食品ロス：本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品のこと。我が国で1年間に排出される食品由来の廃棄物等は2,797万トンで、そのうち632万トンを占めている（農林水産省平成25年度推計値）

エコショップ制度：レジ袋削減、簡易包装、リサイクル商品の販売及び食品ロスに取り組む事業者・店舗を認定する制度。

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

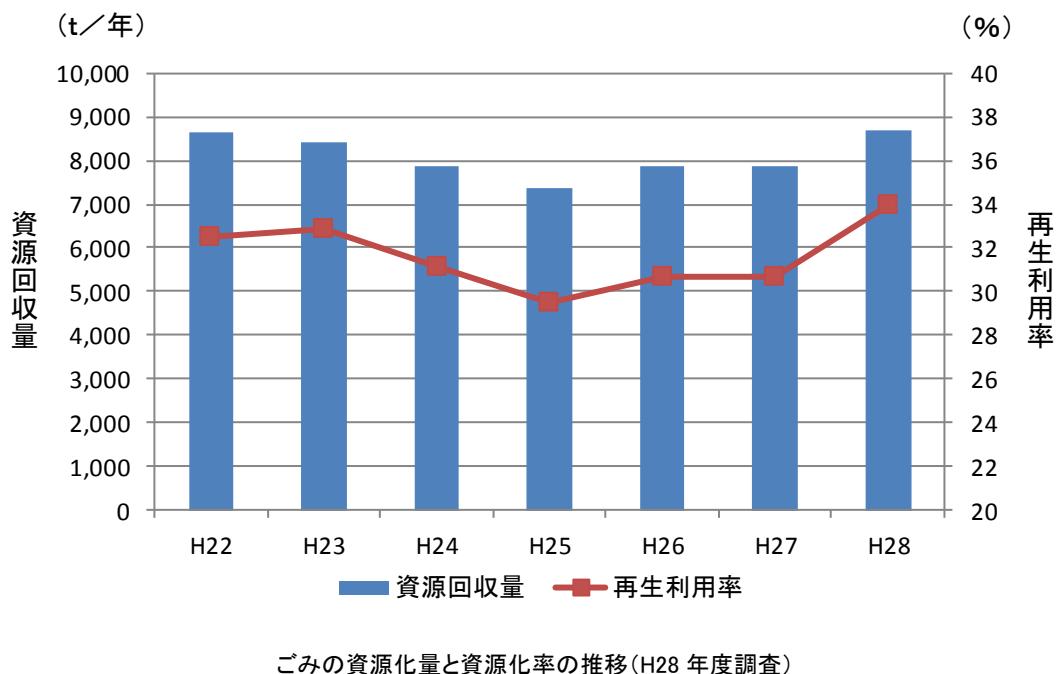
施 策	市(行政)	市 民	事 業 者
ごみの発生抑制に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 学校などにおける環境教育、市民への広報啓発活動、事業者への協力の呼びかけを通じて、排出抑制に向けた活動を促していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみに関する意識を高め、減量に取り組むとともに、ごみができるだけ出さないライフスタイルへの転換に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者自らのごみに関する意識を高め、減量に努めるとともに、市民が発生抑制できるように、事業者として協力します。
ごみの再使用に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 再使用の必要性やその方法などの情報提供を通じてそれらの方法を周知し、橋渡し役、紹介役として市民、事業者の活動に支援していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 不用となったもののをごみにせず、別の形で利用することで、ごみの減量に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者自らの再使用の実施に努めるとともに、市民が行う再使用の取組を推進するための協力体制の構築に努めます。
ごみの再生利用に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 市が行う資源分別回収が主な取組であり、広報啓発活動を通して市民が積極的に協力できるよう促していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 資源回収等に積極的に協力するよう努めるとともに、再生資源の利用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者自らが排出する廃棄物の再生利用を推進するとともに、市民が行う資源回収等の協力・支援に努めます。
ごみの減量・資源化に関する共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理対策推進協議会との連携体制の充実を図ります 広報・啓発・指導体制を整備します。 環境教育・学習を推進します。 他市町村との連携体制を整備します。 		

(2) 廃棄物の再使用・再資源化

■ 環境の現況・課題等

本市におけるごみの再生利用率（ごみ処理量に占める資源ごみ量の比率）は、減少傾向にありましたが、平成28年度は上昇しています。

また、本市の資源ごみは、循環型社会の実現を目指すため、下表のようにリサイクルされています。



資源ごみのリサイクル方法

ごみの種類	運搬先	利用方法
もやせるごみ	田原リサイクルセンター（炭生館）	炭化物にして製鋼会社へ販売 (コークス代替品、保温材)
有害ごみ	処理業者	水銀・マンガンを適正処理してから再生
紙類	古紙業者を経て、製紙工場	リサイクル紙
布類	回収業者	ウエス、ぬいぐるみの詰め物、使用可能なものは海外へ輸出
アルミ缶	製鋼会社	アルミ缶に再生
スチール缶	製鋼会社	建築用資材（鉄筋等）
小物金属	回収業者	建築用資材（鉄筋等）
ガラスびん	再生工場	タイル、路盤材及びびんに再生
電化製品類	処理業者	銅、アルミ、プラスチックなどの製品
発泡スチロール	処理業者	発泡スチロール、プラスチック製品
ペットボトル	中間処理場を経て再生工場へ	衣料品や生活雑貨に再生

プラスチック容器類	製鉄会社	溶鉱炉の高炉還元剤
白色トレイ	再生工場	白色トレイやプラスチック製品に再生
廃食用油	回収業者	BDF燃料に再生
羽毛布団	再生工場	羽毛布団に再生
枝木類	破碎チップ化	植栽敷材、堆肥助材等
小型家電	回収業者	レアメタルの資源再生

■ 具体的な施策展開

1) 農業用廃プラスチックの回収・有効利用の推進

農業用廃プラスチックの不法投棄や自己処理による大気汚染等を防止するため、現行では農協と協力して行っている回収体制や、回収した廃プラスチックの有効利用の方策について再検証し、新たな手法の検討、回収ルートの拡大等を行います。

2) 公共下水道・農業集落排水汚泥等の資源循環型処理手法の検討

公共下水道汚泥・農業集落排水汚泥・し尿系汚泥について、地域内での安定的な資源循環型の汚泥処理方式を確立し、再利用します。

3) 枝木類の資源化の実施

ごみとして持ち込まれる枝木類については、赤羽根環境センターでチップ化し、畜産農家等で再利用します。

4) 田原リサイクルセンター（炭生館）の延命

炭生館の運営委託期間が平成31年度までとなっているため、豊橋市との広域ごみ処理施設整備までの期間は、施設の運営方法や延命化に努めるとともに、その後の利活用について検討します。



農業系廃ビニール処理状況



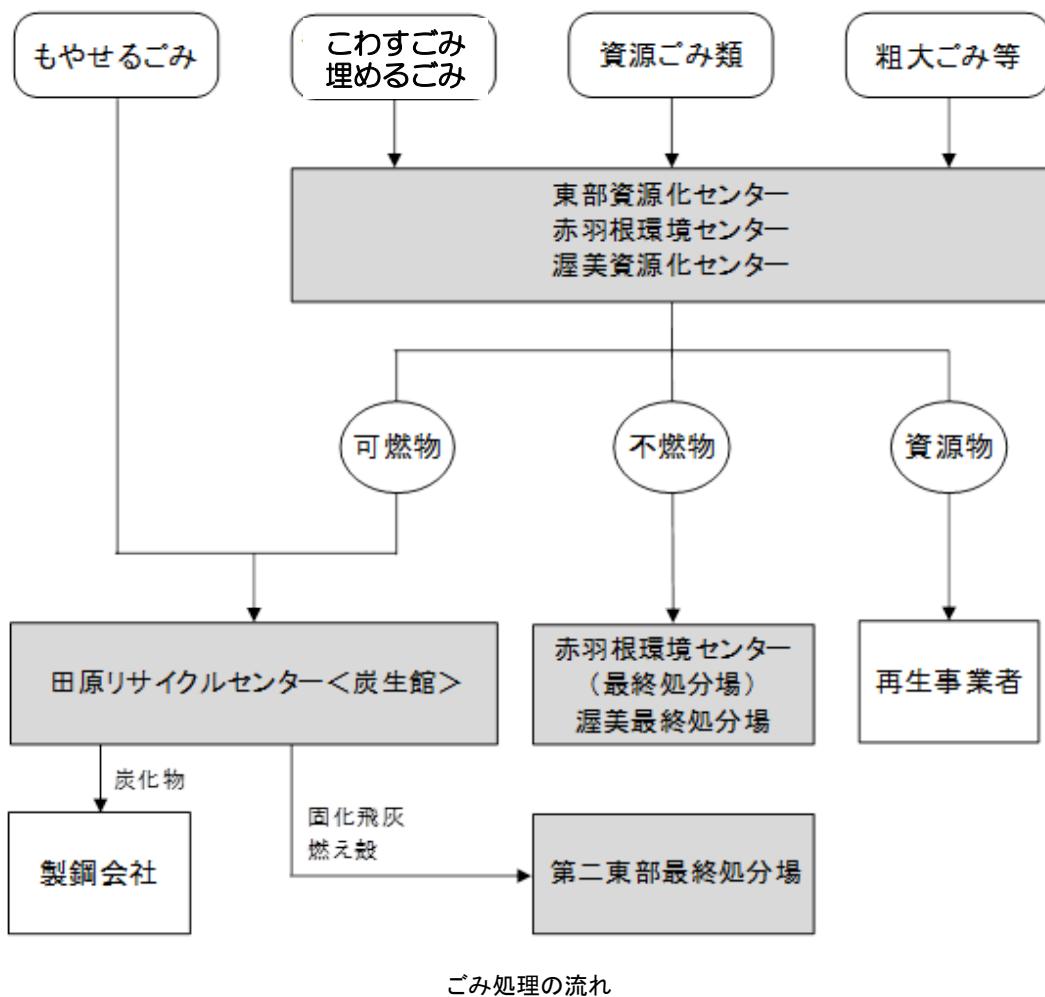
処理後のパウダー状ビニール

(3) 廃棄物の適正処理

■ 環境の現況・課題等

本市では、可燃ごみを田原リサイクルセンター（炭生館）において資源化（炭化）し、資源ごみ、粗大ごみは東部資源化センター、赤羽根環境センター、渥美資源化センターにおいて分別、不燃ごみは最終処分場において埋め立て処分しています。

田原リサイクルセンター（炭生館）はPFI方式で整備され、中間処理施設として可燃ごみを炭化し、炭化物は電気炉製鋼用の保温剤やコークスの代替品として活用されています。しかし、炭生館の運営委託期間が定められているため、期間終了後の利活用について検討します。



PFI方式：地方自治体等が公共サービスを住民に提供するための方法のひとつで、地方自治体と民間会社とが契約し、公共サービスの一部を民間会社が地方自治体に代わって提供する手法。近年、公共サービスの高度化に加え、公共事業費の削減等の時代背景から、積極的に民間の資金・ノウハウを活用するPFI方式の採用が広がっている。PFI方式の導入により、「事業コストの削減」や「より質の高い公共サービスの提供」が期待できる。

■ 具体的な施策展開

1) 一般廃棄物の適正処理

市内に3施設あるごみ処理施設について、引き続き施設の整備・統合を検討します。

2) 産業廃棄物の適正処理

愛知県及び周辺自治体と協力して産業廃棄物処分場の適正管理に努めます。また、産業廃棄物処理業者への監視・指導体制を強化します。

3) 農業廃棄物の散乱防止

農業廃棄物の適正処理に関する助成措置を活用し、散乱防止に努めます。



資源ごみストックヤード(東部資源化センター)



東部第二最終処分場

2－3 資源の循環を確保する

(1) 環境保全型農業の推進

■ 環境の現況・課題等

本市は、就業者数の約1/3が農業に従事しており、農業産出額が全国1位（平成27年度）である等、全国有数の農業地帯を形成しています。作目別の構成比では、花きが約38%、野菜類が約33%を占め、畜産関連が約29%となっています。（※平成27年度）

畜産業では乳用牛と肉用牛を合わせて約2万頭、豚が約10万頭、採卵鶏・ブロイラー・うずらを合わせて約116万羽が飼育されています。

しかし、畜産事業場等からの悪臭による生活環境悪化や水質汚濁等が問題となり、対策として畜舎の集落外移転や共同ふん尿処理施設の整備を進め、かなり改善されてきましたが、まだ十分とは言えず、大量に発生する排泄物の処理等が依然として課題となっています。



広大な農地に作付けされたキャベツ



酪農農家の牛房

■ 具体的な施策展開

1) 堆肥の生産－利用サイクル構築による環境保全型農業の推進＜重点＞

市内で生産される堆肥を市内で積極的に利用するために、畜産農家と耕種農家が連携した適切な糞尿処理・堆肥供給体制の確立を図ります。

2) 家畜排泄物の適正処理の推進＜重点＞

家畜排泄物の適正な処理に対する支援措置を行います。また、市内の畜産事業場等で生産される家畜排泄物からの堆肥は、時期によっては、市内農地における必要量を大きく上回るため、市外での有機堆肥の販路拡大等についても検討します。

3) 減農薬・減化学肥料を目指す農業の育成＜重点＞

農薬や化学肥料は、農作物の安定供給をもたらしているものの、過剰な使用が土壤や地下水、河川や海等の水環境へ影響を及ぼす一因となっています。

エコファーマーの認定を推進し、減農薬・減化学肥料による環境に配慮した栽培方法による高付加価値型の農作物の生産を支援します。

4) 耕作放棄地の有効利用<重点>

耕作放棄地は景観を悪化させるだけでなく、衛生害虫の発生や耕作しないことにより農地の持つ防災・環境保全等の能力も低下します。耕作放棄地の所有者に対して意識啓発を行い、農地の流動化を促進するとともに菜の花エコプロジェクトによる菜の花栽培を支援します。

5) 家畜排泄物のエネルギー利用の検討

家畜排泄物のエネルギーとしての利用に関して、エネルギー利用の方向性、施設の整備、農家との連携体制の構築等の観点から、社会情勢の変化にも柔軟に対応できるよう情報収集に努めます。

また、既存の水処理施設を利用した分散型の小型バイオマス発電システム等の新たな技術も開発され、一部の畜産農家で実証運転が行なわれるなど、実用性に向けた情報収集を行います。



エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する方針」に基づき、持続性の高い農業生産方式（土づくり、減化学肥料、減化学農薬の3つの技術を一体的に行う生産方式）を導入する計画を立て、知事の認定を受けた農業者をいう。

エコファーマーの認定を受けると、農業改良資金（環境保全型農業導入資金）や税制上の特例が受けられる。愛知県内では平成29年3月現在、3,246名が認定を受けている。

重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

施 策	市(行政)	市 民	事 業 者
堆肥の生産－利用サイクル構築による環境保全型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市内の畜産事業場等で生産された堆肥を市内で消費するための、畜産農家と耕種農家の連携体制の確立に向け、ソフト・ハードの両面からの検討を行います。 		<ul style="list-style-type: none"> 耕種農家は、市内の畜産事業場等で生産された良質の堆肥を積極的に利用します。
家畜排泄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> 家畜排泄物の適正な処理に対する支援を行います。 エコセンターで生産された堆肥の利用促進を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民農園や花壇等に市内産の堆肥を積極的に利用します。 	<ul style="list-style-type: none"> 畜産農家は、家畜排泄物の適正処理に努めます。
減農薬・減化学肥料を目指す農業の育成	<ul style="list-style-type: none"> 減農薬・減化学肥料による環境に配慮した栽培方法による環境保全型農業を推進します。 エコファーマー認定資格の取得を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 減農薬・減化学肥料で生産された農産物を積極的に購入します。 	<ul style="list-style-type: none"> 減農薬・減化学肥料による農産物の栽培に取り組みます。 エコファーマー認定資格を取得します。
耕作放棄地の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> 菜の花エコプロジェクトによる菜の花栽培を行い、耕作放棄地の有効利用を促進します。 農地の流動化を積極的に図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体、農家等と協働して、菜の花エコプロジェクト等に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 農地の所有者は耕作放棄地を放置せず、農地の流動化や菜の花エコプロジェクト等に協力し、景観の向上と農地の保全を図ります。

(2) 健全な水循環の確保

■ 環境の現況・課題等

本市には大きな河川はなく、上水のほとんどが豊川を水源とした県営水道に依存しています。また、本市の農業を支える農業用水も、豊川に依存しています。

水は、雨水が地中に浸透し、河川によって海に注ぎ、水蒸気となって再び雨や雪として地上に戻るという循環を繰り返しています。今後も水資源を利用していくために、健全な水循環を確保することは重要です。そのためには、節水対策の推進・水の循環利用等の水資源の有効利用、また雨水の貯留・再利用や地下浸透等の地下水資源の涵養が必要です。



■ 具体的な施策展開

1) 節水の促進

貴重な水資源の有効利用に向けて、市民・事業者に対して、節水に関する情報提供や意識啓発を行うとともに、漏水対策を推進します。また、家庭や事業所における節水器具の導入等についても推進します。

2) 家庭や事業所における雨水貯留の促進

貴重な水資源としての雨水を有効利用するため、家庭や事業所における浄化槽転用型雨水貯留槽の設置に対する支援及び雨水貯留対策の必要性について積極的なPRを行います。

3) 雨水の地下浸透の促進

豪雨による水害の防止や地下水の涵養を図るため、雨水の地下浸透を促進し、家庭や事業所敷地内における雨水浸透ますや透水性舗装の設置を促進します。

4) 下水処理水の再利用の検討

下水処理水の再利用について、再生資源化等を含め、再利用の検討を行います。

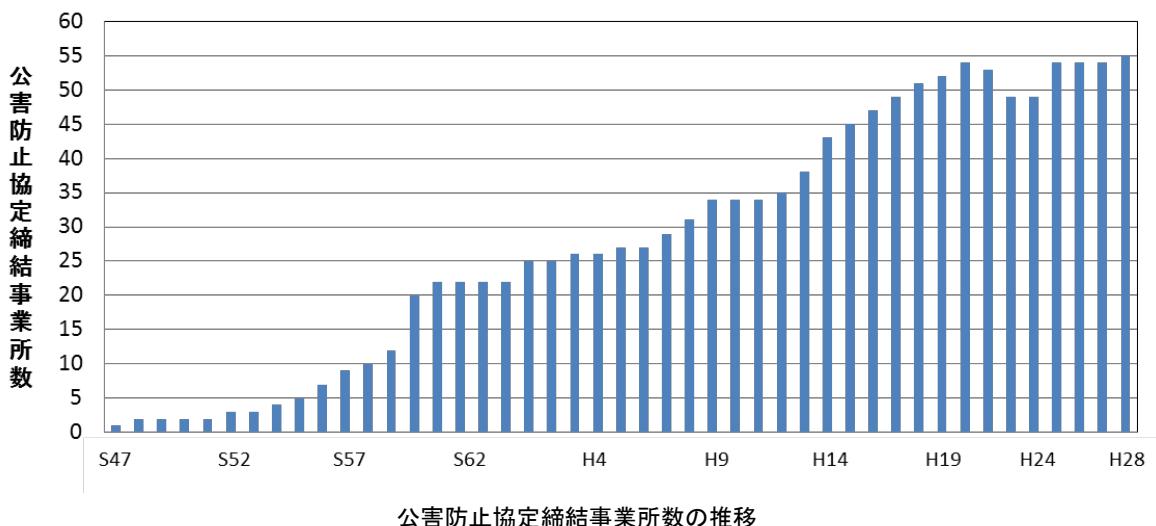
3 空気や水がきれいでさわやかなまち

3-1 事業所とともに環境対策を行う

(1) 製造事業所への対策

■ 環境の現況・課題等

本市の臨海工業地帯に進出している企業との間では、本市独自の「臨海進出企業に対する指導指針」に基づいた公害防止協定の締結を行い、事業所からの環境影響の未然防止を図っています。



■ 具体的な施策展開

1) 臨海工業地帯における公害防止対策の実施

臨海工業地帯への進出企業と公害防止協定を締結し、公害の発生を抑制します。また、臨海工業地帯以外の地域において公害が懸念される事業所が設置される際にも公害防止協定を締結します。

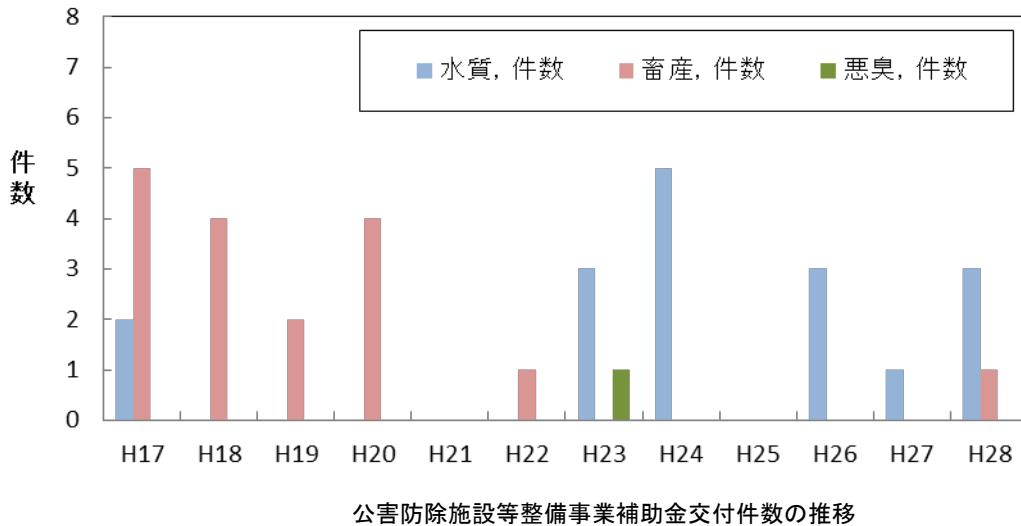
2) 中小企業の公害防除施設等整備に対する支援

中小企業における公害対策のひとつとして、環境保全推進事業補助金を活用した公害防除施設の整備を推進します。

(2) 畜産事業場への対策

■ 環境の現況・課題等

本市では、中小企業の公害防除施設設置に対しても補助金を交付しています。内容は水質汚濁防止、畜産環境汚染防止、悪臭防止の3種類で、近年は補助件数、補助金額ともに減少傾向にあります。



■ 具体的な施策展開

1) 畜産事業場等の巡回指導<重点>

畜産事業場等からの水質汚濁、悪臭等の環境影響を防止するため、県と合同で畜産事業場等の巡回指導を行います。

2) 畜産事業場の公害防除施設等整備に対する支援<重点>

畜産事業場における水質汚濁、悪臭等への対策のひとつとして、環境保全推進事業補助金を活用した公害防除施設の整備を推進します。

3) 家畜排泄物処理・保管施設整備の推進<重点>

家畜排泄物の処理・保管時における流出・漏出等による環境への影響を防止するため、処理・保管施設の補修・増設について、補助事業による施設の整備を推進します。

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

施 策	市(行政)	市 民	事 業 者
畜産事業場等の巡回指導	・ 畜産事業場等の巡回指導を行い、環境への悪影響の未然防止に努めます。	・ 畜産事業場等から発生する水質汚濁・悪臭等の監視に努めます。	・ 畜産事業場から発生する環境影響の未然防止に努めます。
畜産事業場の公害防除施設等整備に対する支援	・ 環境保全推進事業補助金を活用して、畜産環境汚染防止等のための施設整備を推進します。		・ 家畜糞尿の農地還元を目的とした処理施設等の設置を行い、環境汚染の未然防止に努めます。
家畜排泄物処理・保管施設整備の推進	・ 畜産事業場の家畜排泄物処理・保管施設の補修・増設に対し、補助事業による支援を行います。		・ 家畜排泄物処理・保管施設の補修・増設及び適切な維持管理に努めます。



農地還元施設(攪拌式乾燥ハウス)



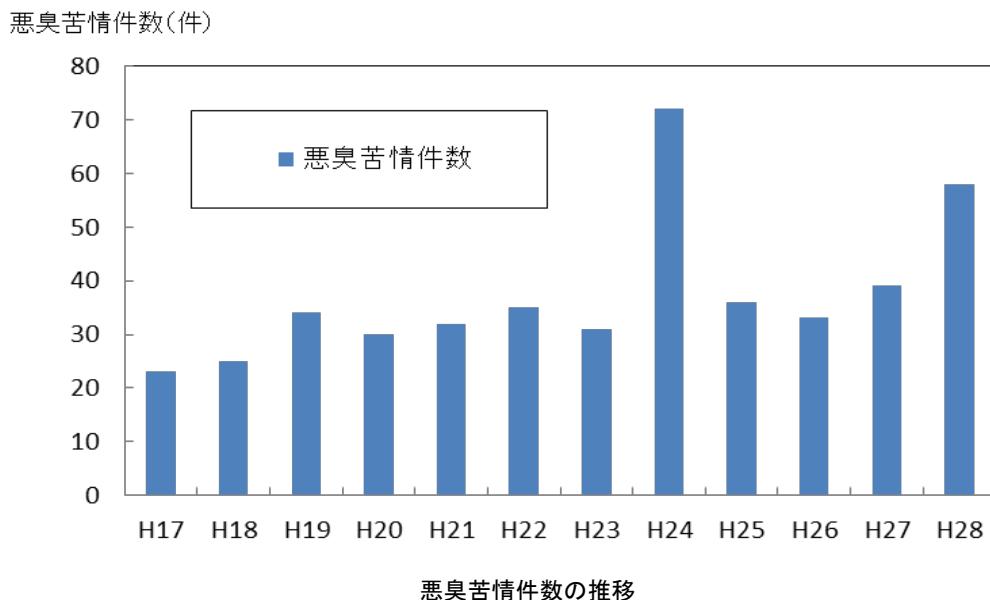
水質汚濁防止施設(浄化槽)

(3) 悪臭発生事業場への対策

■ 環境の現況・課題等

本市における平成 28 年度の公害苦情の中では悪臭関係が最も多く、苦情件数は増加傾向にあります。

また、近年は悪臭の発生源も従来からの工場や畜産事業所のほかに、堆肥の製造事業所や農地への堆肥投入が原因となるケースが増えてています。



■ 具体的な施策展開

1) 農地への堆肥投入における悪臭防止対策

農地に堆肥を使用する場合には、悪臭が発生しない堆肥を使用すること、過剰な施肥を行わないこと、農地に搬入した堆肥を直ちに鋤き込むこと等、悪臭を発させないことについて耕作者に周知し、協力を求めます。

2) 悪臭を発生する事業所への対策

悪臭により周囲の生活環境を悪化させている事業所に対し、悪臭発生施設の密閉化や防臭施設の整備を促すとともに、悪臭苦情が発生した場合は、悪臭防止法及び田原市環境保全条例に基づく指導を実施します。

また、広域的な取組みが必要とされる場合には国、県、近隣市町さらには関係機関が協力して繰り返し監視、指導することで悪臭発生の抑止に努めます。

3) 緑肥利用の普及

緑肥の利用により肥料の使用を削減し、「日本一の土づくりのまち」を目指すとともに環境保全型農業を推進します。



緑肥(ソルゴー)を使った土づくり

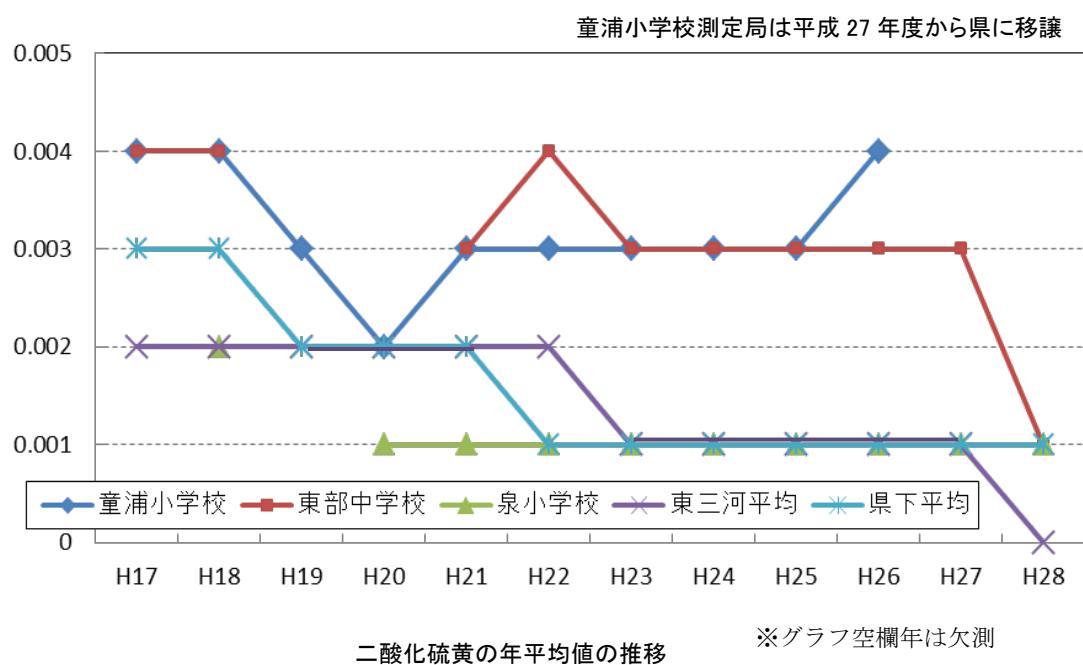
3-2 環境を監視する

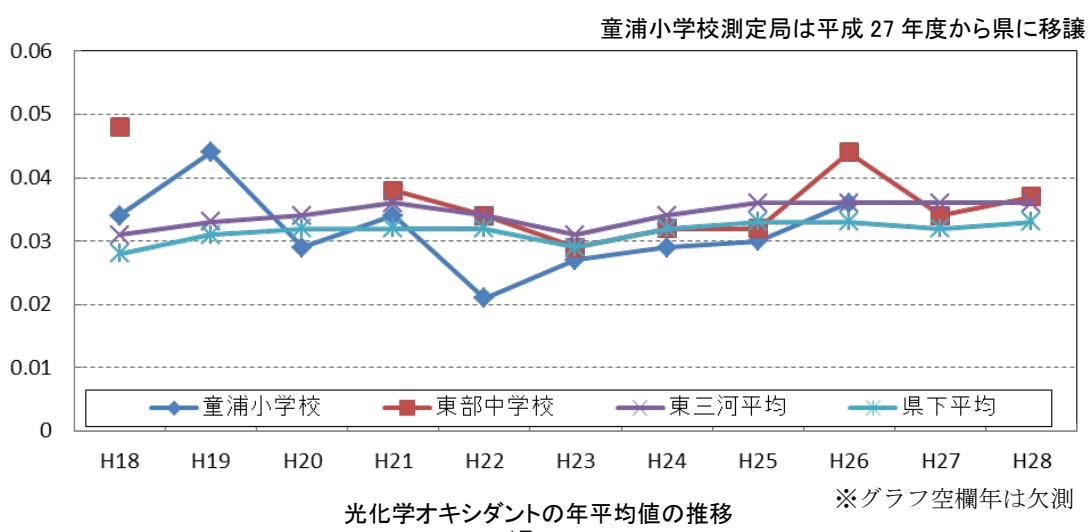
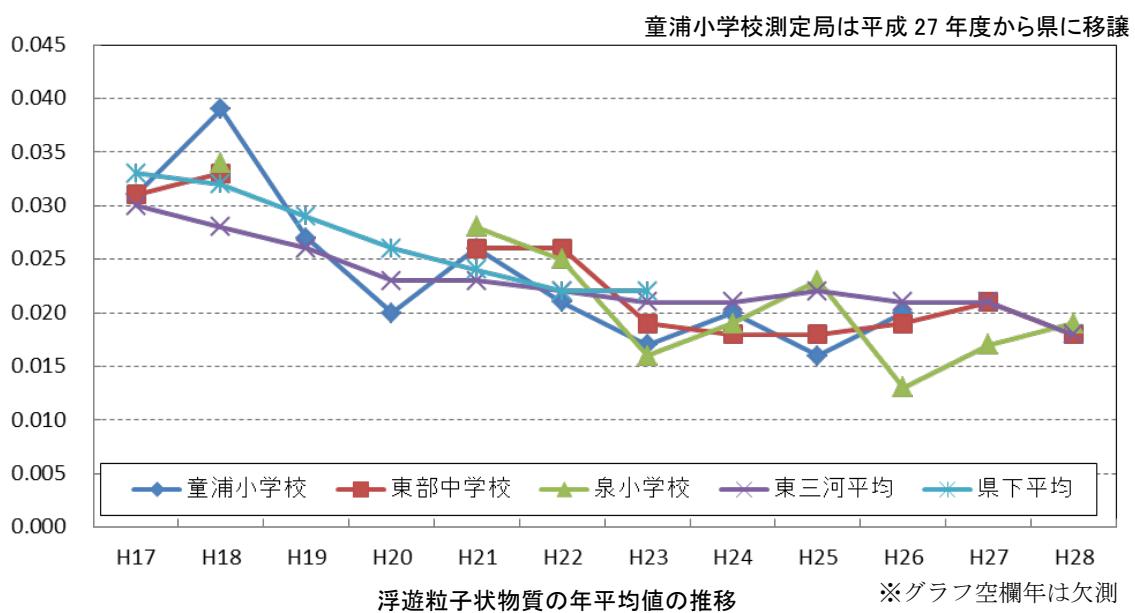
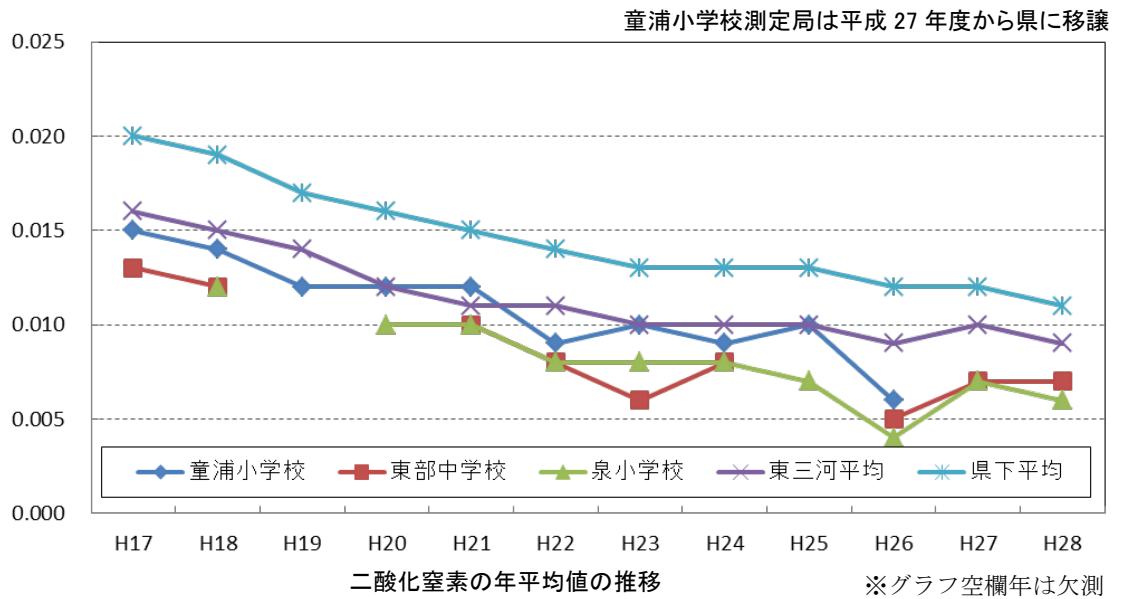
(1) 大気汚染の監視

■ 環境の現況・課題等

現在、本市所有の大気汚染測定局が2か所あります。二酸化硫黄及び二酸化窒素についてでは環境基準を達成しており、平成17年度以降の年平均値で見ても横ばいかやや減少傾向となっています。浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについては達成されていない項目・地点がありますが、浮遊粒子状物質の年平均値は、長期的には低下傾向にあります。

近年では、大陸からの越境大気汚染と考えられる黄砂や微小粒子状物質（PM2.5）による健康影響が懸念されます。





■ 具体的な施策展開

1) 大気汚染の測定監視

環境基準の達成を目指して、大気の監視を引き続き実施します。大気汚染測定局の測定か所数については再検討し、適正配置を図ります。

2) 発生源の監視

主要特定事業場については、定期的に公害防止協定に伴う保全計画書に基づく対象物質の測定結果の報告をもって、発生源の監視に努めます。

3) 微小粒子状物質（PM2.5）

愛知県を3地域（尾張・西三河・東三河）に別け、早朝1時間の値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を越えそうな場合は、愛知県から地域毎に注意喚起の情報提供を行います。

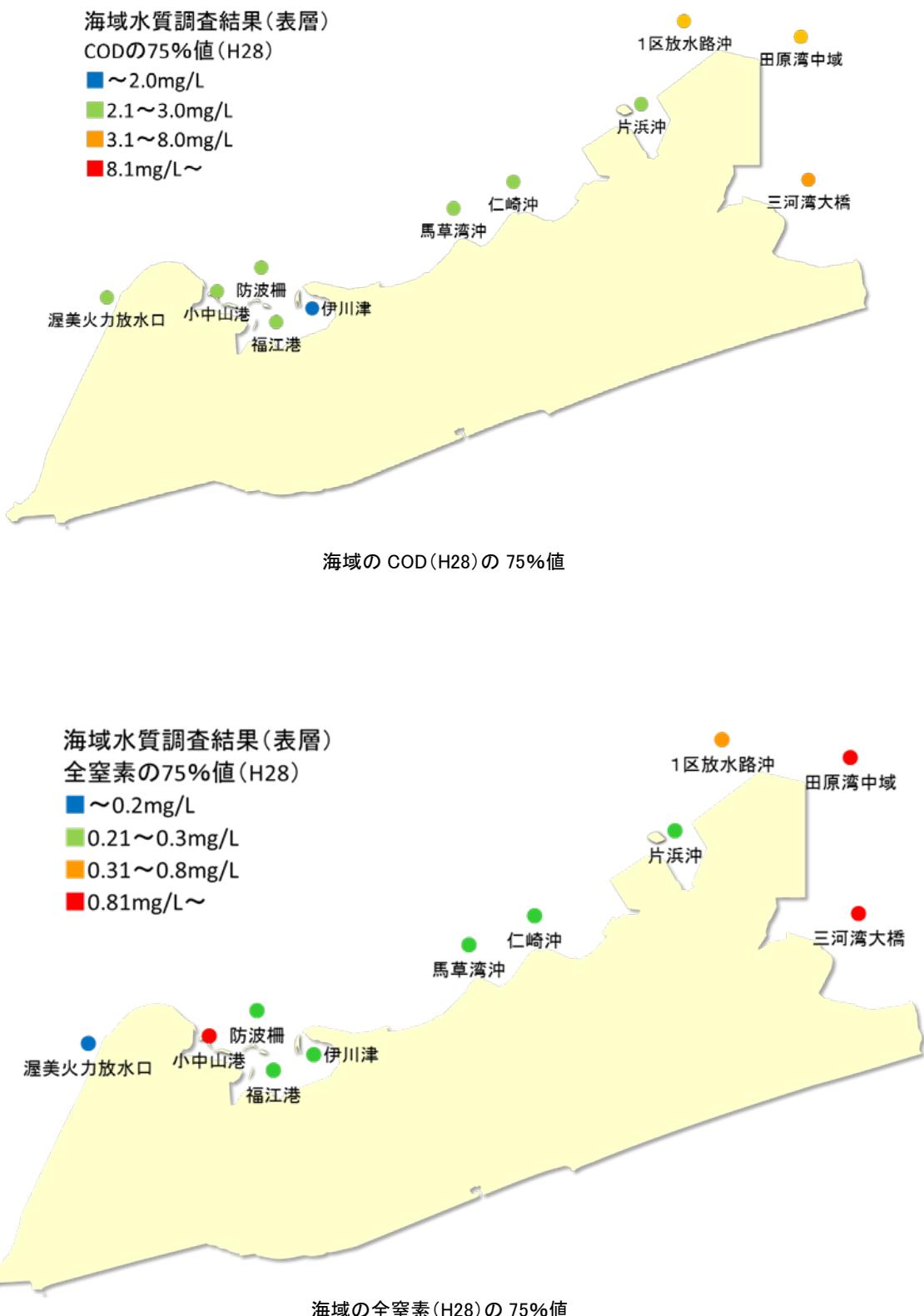
（2）水質汚濁の監視

■ 環境の現況・課題等

海域については、地域ごとに環境基準が設定されています。平成28年度のCODの75%値では、三河湾大橋、田原湾中域、1区放水路沖、片浜沖において環境基準(8mg/L)を、伊川津において環境基準(2mg/L)を達成していましたが、他の調査点では環境基準を満たしていませんでした。

また、平成28年度の全窒素の75%値では、三河湾大橋（環境基準0.3mg/L）及び、小中山港（環境基準0.6mg/L）を除く調査点すべてにおいて環境基準を達成していました。

河川については、環境基準が設定されている汐川（船倉橋）D類型（環境基準8mg/L）では、環境基準が達成されています。その他の河川については、平成28年度のBODの75%値で見ると、25か所の調査地点のうち魚が生息できると言われているBOD $5\text{mg}/\text{L}$ 以下の水質であったのは、10か所だけで、半数以上の15か所はこの値を超えていました。





■ 具体的な施策展開

1) 河川・海域の水質調査の実施

環境基準の達成を目指して、河川及び海域における水質の監視を引き続き実施します。現在実施している測定か所数や項目等については毎年再検討を行い、有効な監視の継続に努めます。

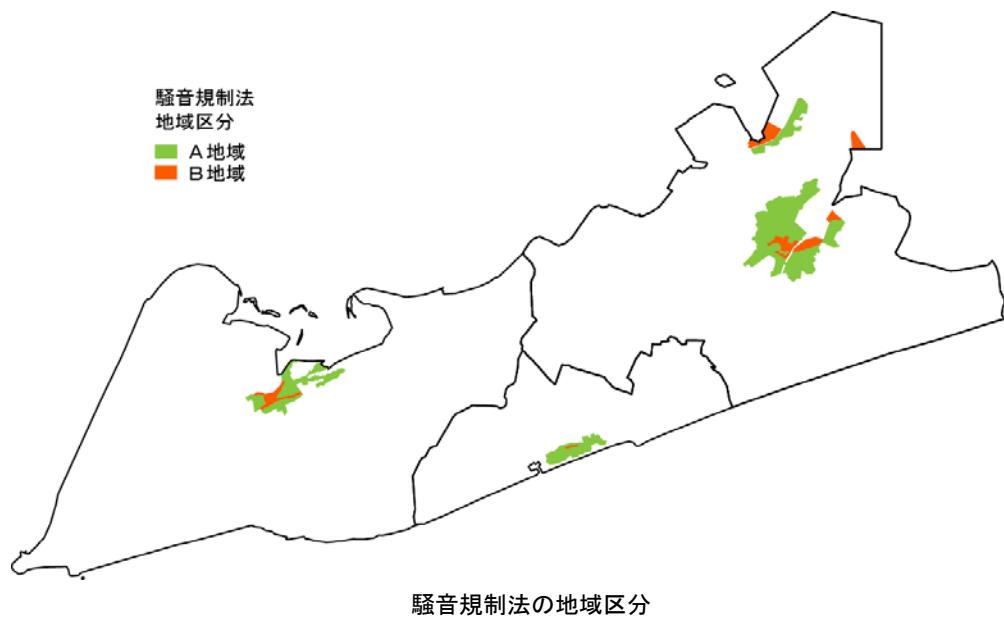
(3) 騒音・振動の監視

■ 環境の現況・課題等

騒音に関する環境基準は地域類型ごとに決められており、本市の市街化区域では、地域区分が定められています。

市内 17 か所で環境騒音、主要道路沿線 16 か所で道路交通振動の測定を行っております。現在のところ比較的良好な状況にありますが、測定か所に地域的な偏りがあることもあり、今後人口増加や都市化の進行に合わせた測定か所の再配置等を検討し、良好な環境を保っていく必要があります。

また、平成 24 年度から自動車騒音の面的評価を開始しました。これは道路から 50m 以内にある建物について、それぞれ自動車騒音値を推計するもので、環境基準を達成している戸数で達成状況を評価するものです。毎年、市内の 5 路線 5 地点程度を選定して調査を行っていますが、おおむね良好な状況です。



■ 具体的な施策展開

1) 騒音・振動の測定監視

環境騒音及び道路交通振動の測定か所については、道路の使用状況等を考慮し再検討する等、柔軟に対処していく必要があります。

自動車騒音の面的評価は毎年調査か所を変更し、5年間を目安に地域全体をカバーするよう計画して測定監視を行います。

3－3 きれいな水を守る

(1) 生活排水対策

■ 環境の現況・課題等

公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽、コミュニティプラントの整備により、汚水を適切に処理することが可能になった人口の比率を汚水処理人口普及率と呼び、本市では平成28年度末で96.2%に達しと、愛知県全体の89.8%を上回っています。

汚水処理の現況

平成28年度末

	汚水処理人口 普及率	公共下水道	農業集落排水	合併処理浄化槽	コミュニティ プラント
田原市	96.2%	48.8%	43.8%	3.2%	0.5%
愛知県計	89.8%	77.2%	2.1%	10.4%	0.1%

注1：汚水処理人口普及率(%) = (公共下水道処理人口 + 農業集落排水処理人口 + 合併処理浄化槽人口 + コミュニティプラント処理人口) / 行政人口 × 100

注2：公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラントの「処理人口」は、それぞれの施設による汚水処理が可能となった区域に居住する人口、合併処理浄化槽人口は施設の設置済み人口を示す。

注3：合併処理浄化槽人口は、公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラントの供用開始区域を除く。

参考：愛知県建設部下水道課「あいちの下水道(ホームページ)」

処理方式別に接続状況を見ると、公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラントの供用区域内人口の行政人口に対する比率は93.1%に達しています。また、水洗化率(供用区域内人口のうち、下水道等に接続している人口の割合)は公共下水道で85.5%、農業集落排水が88.7%で、この比率をさらに上げていく必要があります。

公共下水道等の現況

平成28年度末

	行政人口 (人)	供用区域内 人口(人)	接続人口 (人)	普及率 (%)	水洗化率 (%)
公共下水道	31,432	30,810	26,356	48.8	85.5
農業集落排水	29,152	27,659	24,538	43.8	88.7
コミュニティプラント	316	316	316	0.5	100
合 計	60,900	58,785	51,210	93.1	87.1

注1：接続人口は、下水道等が使える人のうち、下水道等を使っている人の数

注2：普及率(%) = (供用区域内人口 / 行政人口 63,174人)

注3：水洗化率(%) = (接続人口 / 供用区域内人口)

■ 具体的な施策展開

1) 公共下水道等の整備促進

公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水等の整備地域を計画的に整備します。

2) 公共下水道等整備地域における接続の促進<重点>

公共下水道等への接続について意識啓発を行い、接続工事に対する利子補給制度（排水設備等資金利子補給制度）のPRを行い、接続促進を図ります。

3) 合併処理浄化槽への転換の促進

下水道事業区域外においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

4) 公共下水道放流水の高度処理による負荷低減<重点>

最終的な放流先である三河湾の水質を保全するため、下水処理場に窒素・リンの高度処理施設の整備を推進し、放流水の環境用水等としての有効活用を検討します。

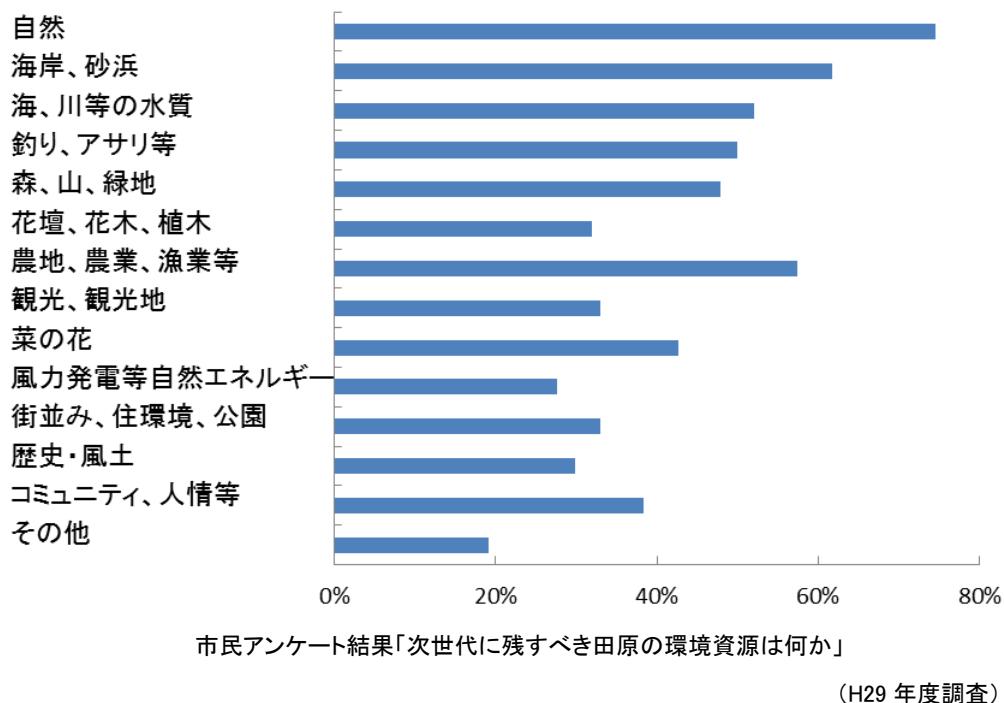
■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

施 策	市(行政)	市 民	事 業 者
公共下水道等整備地域における接続の促進	・ 水洗便所等の改造資金利子補給制度などをPRし、公共下水道等への接続を促進します。	・ 公共下水道、農業集落排水等に接続し、利用します。	
公共下水道放流水の高度処理による負荷低減	・ 公共下水道放流水は高度処理を行い、放流水中の窒素・リンの濃度の低減を図ります。	・ 油や薬品等の悪水は流しません。	

(2) 海域・河川浄化に関する意識啓発

■ 環境の現況・課題等

市民へのアンケートで、「次世代に残すべき田原の環境資源は何か」として複数回答可で回答を求めたところ、自然に関する事項や海岸、砂浜に関する事項が農地、農業・漁業等に関する事項と並んで多くなっており、自然環境等の保全に关心が高いことが分かります。具体的な回答例としては、「いつまでもきれいな海を」、「恋路が浜や表浜の砂浜」等があり、地域における自然環境を地域の財産としてとらえ、これらの保全・回復が課題となっています。



■ 具体的な施策展開

1) 海域・河川の現状及び住民意見・要望の把握

平成22年度より県委嘱の地域環境保全委員によって、市内の海域や河川の水質汚濁・臭気等の監視報告と河川浄化に関する地域住民の意見、要望の把握を実施します。

2) 河川の浄化対策の実施

多自然型護岸の整備や環境保全型農業の推進、さらにはボランティア団体による河川美化活動等により、水辺の植物の保全・回復を図り、河川の浄化対策を実施します。

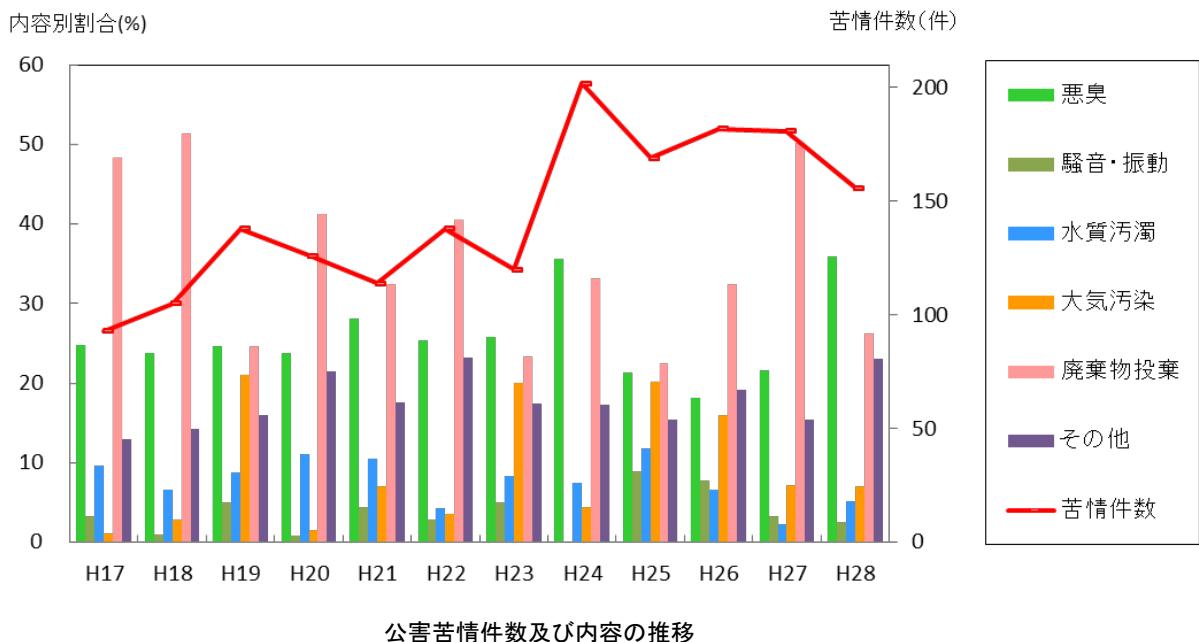
3-4 マナーを守って暮らす

(1) 近隣公害対策

■ 環境の現況・課題等

本市におけるこれまでの公害苦情の割合は、廃棄物投棄に関するものが最も多く、ついで悪臭となっていますが、廃棄物投棄の苦情割合は近年減少傾向にあり、平成28年度には悪臭が最も多い状況でした。悪臭苦情の大半は農業が起因となるケースが多く、対策が急務となっています。

一方、振動や騒音に関する苦情は比較的少なく、10件未満となっています。総苦情件数は年間約100～200件で推移しており、近年では150件以上の苦情が寄せられる年が多くなっています。



■ 具体的な施策展開

1) 公害苦情調査等の実施

公害苦情の処理体制を充実します。また、被害の深刻化を未然に防止するため、調査・測定結果の分析や未然防止のための啓発活動等を行います。

4 うるおいのある暮らしやすいまち

4-1 緑あふれるまちをつくる

(1) 快適な景観の形成

■ 環境の現況・課題等

社会の成熟化や価値観の多様化などにより都市への質的な向上が求められる昨今、緑や景観に対する市民の意識も高まってきています。

このような背景のもと、渥美半島の良好な景観を守り・つくり、次世代につなぐため、田原市では、本市の景観形成の基本的な方針である田原市景観基本計画に基づき、良好な景観形成を推進しています。

■ 具体的な施策展開

1) 自然景観の形成<重点>

本市を特徴づける景観として、海・山・農地などの自然景観の保全・形成を図ります。

2) 街並景観の形成<重点>

良好な街並景観の保全・形成を図ります。なお、施策の展開に際しては、市民・事業者などと連携・協働して取り組みます。

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

施 策	市(行政)	市 民	事 業 者
自然景観の保全	・ 景観に配慮した道路・河川・海岸などの整備等を行います。	・ 農地保全・農地の土砂流出防止など維持管理を適切に行い、良好な景観の形成に配慮します。 ・ 里山保全活動に参加し、里山景観を守ります。	・ 開発にあたっては、景観に配慮した事業を実施します。

街並景観の形成	<ul style="list-style-type: none">・ 景観まちづくりの推進・普及・啓発を図ります。・ 市民の活動組織の立ち上げ及び活動を支援します。・ 屋外広告物の適正な規制・誘導に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none">・ 景観まちづくりへの活動に参加し、良好な景観の保全に努めます。・ 暮らしの中の景観に関心を持つように努めます。・ 地域に調和する建築や工作物の設置を行うよう努めます。	<ul style="list-style-type: none">・ 本市のまちづくりを担う一員として景観まちづくりの重要性を認識します。・ 地域の景観に調和する建築物や工作物の設置に留意します。・ 地域での景観まちづくり活動に参加するよう努めます。・ 屋外広告物の適正化を図ります。
---------	---	--	--



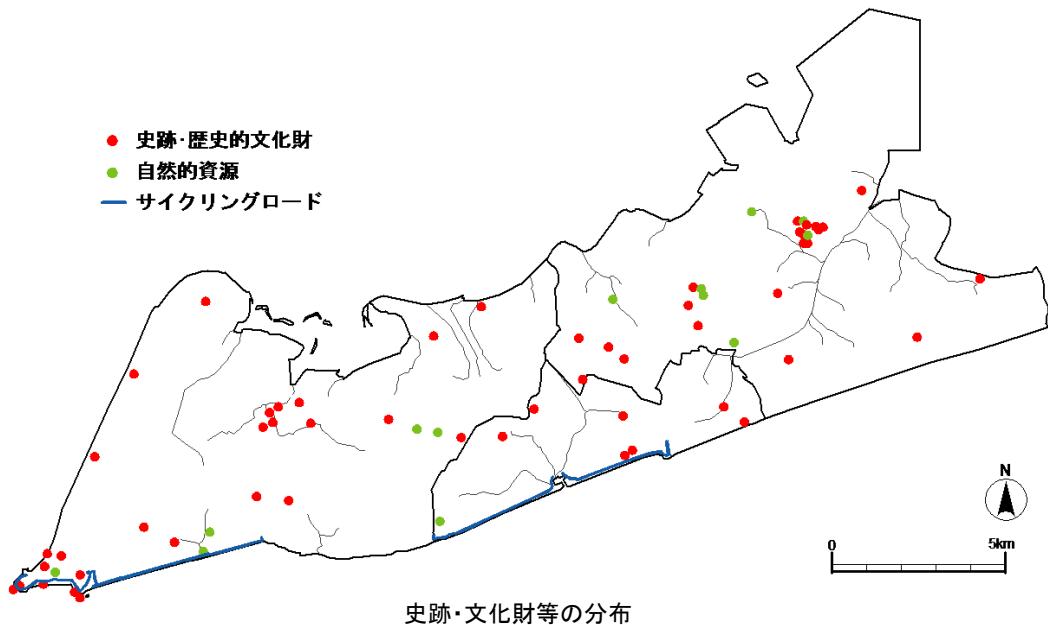
太平洋ロングビーチの夕焼け(自然景観)

(2) 歴史・文化の保全

■ 環境の現況・課題等

本市には田原城跡をはじめとする数多くの史跡、文化財が残されており、豊かな自然環境に基づく資源も数多く分布しています。

太平洋岸の表浜には伊良湖岬から赤羽根方面に田原豊橋自転車道（渥美サイクリングロード）が整備されています。

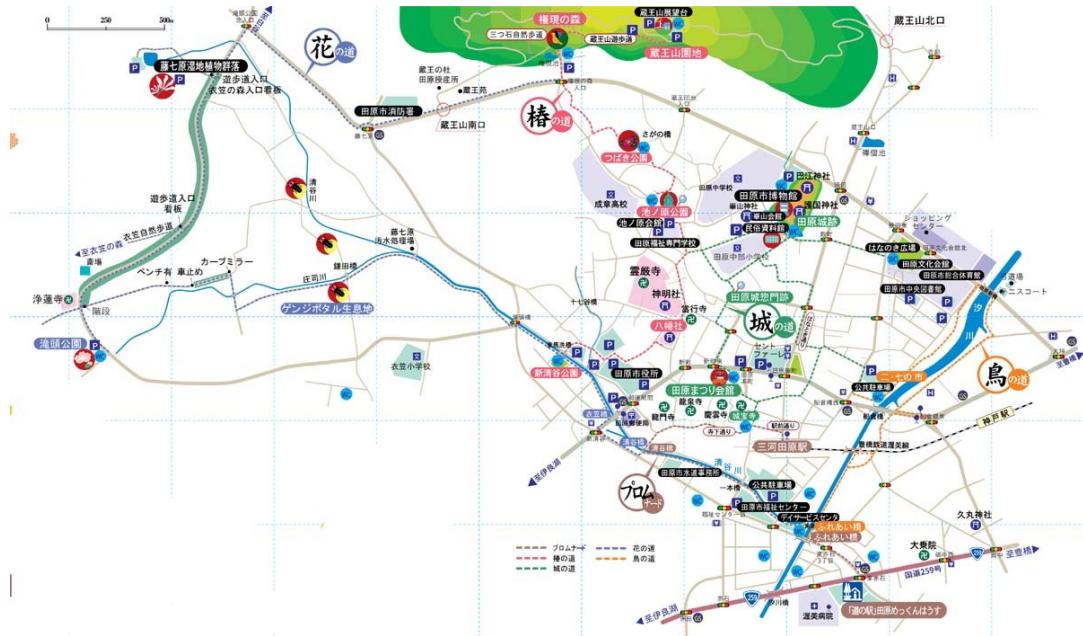


田原城跡付近(田原町)



泉福寺の石段(山田町)

田原市街の史跡や文化財、自然環境資源等を巡るウォーキングコース、伊良湖岬周辺の自然環境資源を巡るウォーキングコースが設けられており、それぞれにウォーキングマップが作成されています。田原市街のコースは「プロムナード」、「椿の道」、「城の道」、「花の道」、「鳥の道」の5種類あり、各ポイントにはオブジェやベンチが設置されているため、高齢者の方も安心して歴史的情緒や自然環境に親しみながら歩くことができるよう配慮されています。



田原市街地のウォーキングマップ



伊良湖岬のウォーキングマップ

■ 具体的な施策展開

1) 田原城跡周辺の総合的な整備

田原城跡一帯を歴史的拠点とした、基礎資料調査及び整備の方向性を検討します。また、城下町として、歴史的価値の高い建造物の指定、歴史的施設・構造物の保全を実施します。

2) 吉胡貝塚史跡公園（シェルマ吉胡）の活用

吉胡貝塚史跡公園を起点として歴史学習の拠点づくりと指導・伝承のための人材育成を行います。

3) 自然・歴史・文化資源のネットワーク化<重点>

まちの魅力を再発見し、自然や歴史文化と暮らせるまちづくりを進めるため、自然・歴史・文化資源を市民やNPO等と協力して掘り起こすとともに、既存のウォーキングコースや自転車道等を活用して、ネットワーク化を図ります。

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

施 策	市(行政)	市 民	事 業 者
自然・歴史・文化資源のネットワーク化	・ 自然・歴史・文化資源を市民やNPO等と協力して掘り起こし、ネットワーク化します。	・ 市と協働して自然・歴史・文化資源をネットワーク化する取り組みに参加します。	

(3) 公園・緑地の確保

環境の現況・課題等

本市は、半島全域において森林や農地、干潟などの緑豊かな自然環境に恵まれた地域となっており、近年度では市民が主体となった里山やハイキングコースなどの整備が進められています。一方、都市公園は、街区公園が22か所、総合公園が2か所、運動公園が1か所、都市緑地が3か所あり、合わせて37.18haで市民の余暇利用に寄与しています。市民一人当たりの公園面積は7.38m²となっています。なかでも、滝頭公園（供用面積9.40ha）は市街地周辺における動物、植物の重要な生息地であり、市民の憩いの場やスポーツの場としても重要な役割を果たしています。

また、都市公園以外にも史跡公園、農業公園などの施設があり、市民に利用されています。

公園緑地の現況

公園等の種類		都市公園施設			都市公園以外の施設	
		か所数	面積(ha)	供用面積(ha)	か所数	供用面積(ha)
公園	街区公園	22	6.97	6.78	75	37.10
	総合公園	2	21.50	20.20		
	運動公園	1	14.50	4.59		
	小計	25	42.13	30.67		
広場等		0	-	-	58	234.80
緑地		3	6.51	6.51	32	59.10
小計		28	49.48	38.08	165	331.0
合計		193か所 380.48ha				



滝頭公園の桜(田原町)

■ 具体的な施策展開

1) 核となる緑地の保全・確保<重点>

蔵王山・衣笠山等、市街地の近くで核となる緑地を保全します。また、身近な社寺林や屋敷林等を市街地の中の貴重な緑地とし、地域の憩いの空間として活用します。

2) 工場敷地内の緑化の推進

臨海工業地帯進出企業については、市の公害防止指導基準に基づき、敷地内の緑化を推進します。それ以外の企業についても同様に緑化の推進に努めます。

3) 宅地等の開発における緑地の確保

土地区画整理事業や宅地開発等を行う際には、法に定める面積に加え、地域の特性に合った公園・緑地を確保します。

4) 水と緑のネットワークの形成<重点>

市街地における奨励花壇や地域の緑化、沿道花壇による沿道緑化等、市民・地域と協力して緑のネットワークの形成を図ります。

5) 緑化に対する意識の啓発<重点>

緑化マニュアルや緑化パンフレット等の手段を活用し、市民の緑化に対する意識の啓発を行います。



奨励花壇(野田町)

■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

施 策	市(行政)	市 民	事 業 者
核となる緑地の保全・確保	<ul style="list-style-type: none"> 市街地周辺の里山や樹林地の保全を推進します。 市街地の中の社寺林や屋敷林等の保全を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地周辺の里山や樹林地の保全に努めます。 自宅の屋敷林等はできる限り残します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地周辺の里山や樹林地の保全に努めます。
水と緑のネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> 「緑のまちづくり推進協議会」を中心とした地域の緑化を推進します。 奨励花壇や沿道花壇による沿道緑化、ワンポイント緑化を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市と協働して、花壇の世話や緑化木の植樹等、地域の緑化に主体的に関わります。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所敷地内の緑化を積極的に行い、地域緑化の担い手となります。 緑化した敷地のうち、一般開放できる場所は地域に開かれた緑地として開放します。
緑化に対する意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 緑化に対する意識啓発を行います。 緑花センターの体制の再構築を含めた緑化推進拠点づくりに努めます。 		



国道沿いの沿道花壇(亀山町)

4－2 快適なまちをつくる

(1) 廃棄物の散乱防止

■ 環境の現況・課題等

ボランティアによる地域清掃の運動は担い手が減少傾向にありました。近年では地元自治会だけでなく、地元事業者やサーファーを中心とした団体の活動が盛んになってきています。しかし、平成30年2月から始まる、家庭系ごみ有料化に伴い、ポイ捨て等の不法投棄が増加することが懸念されます。

本市では、地域住民の生活環境を守るために、平成28年4月に田原市環境保全条例を制定しました。今後も不法投棄パトロールを行うとともに、廃棄物の散乱防止について啓発をしていきます。



ボランティアによる清掃活動



■ 具体的な施策展開

1) ごみ散乱防止の推進<重点>

市民や観光客に対してポイ捨て禁止、ごみ散乱・不法投棄防止に関する意識啓発を行い、引き続き不法投棄パトロールを実施します。また、「田原を美しくする推進デー」を始めとする美化活動を推進します。

2) 空地等の適正管理<重点>

不法投棄やポイ捨てを防止するため、環境保全条例に基づいて指導等を行い、空地の適正管理に対するモラルの向上を図ります。

3) 海岸漂着ごみへの対策<重点>

事業者や団体等と連携・協力をして、海岸清掃活動を推進します。また、漂着ごみの処理の方法や手続きについての問合せに適切に対応します。



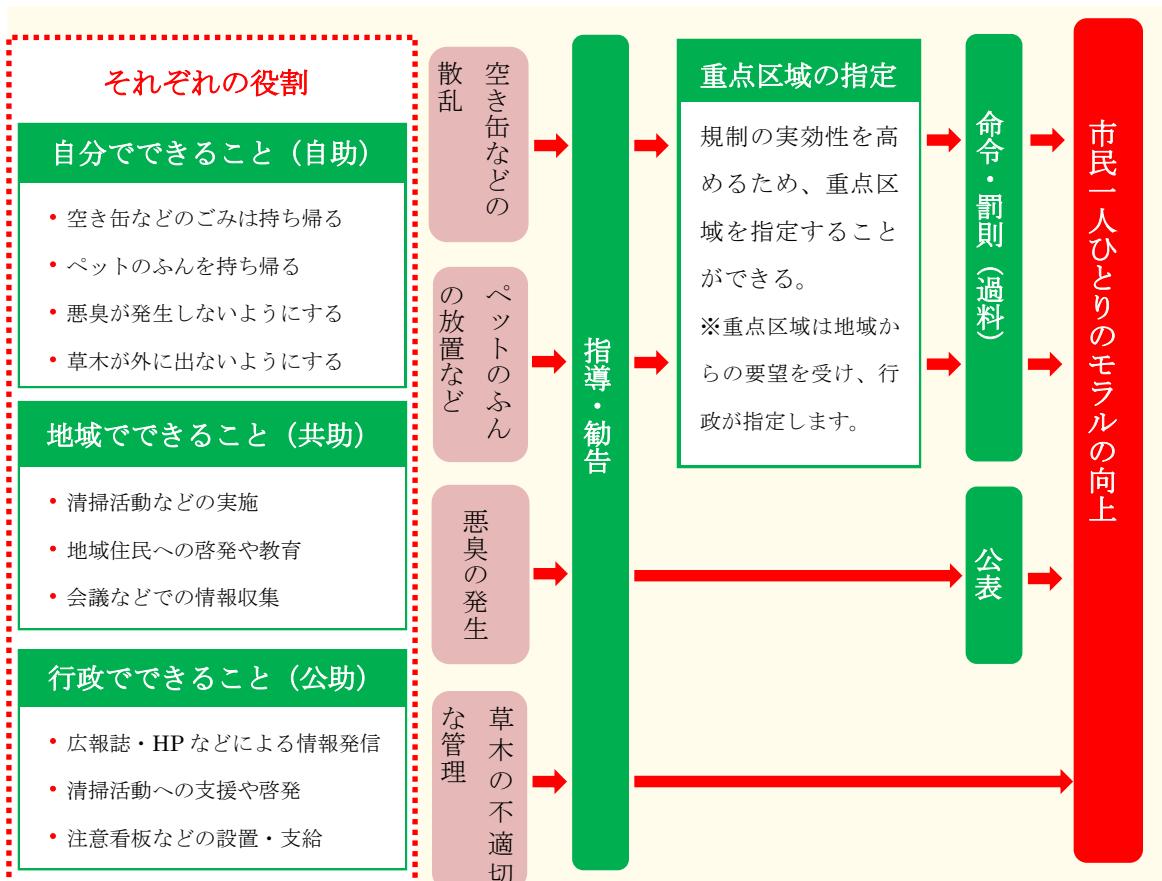
「田原を美しくする推進デー」



■ 重点施策に関する市と市民・事業者の役割分担

施 策	市(行政)	市 民	事 業 者
ごみ散乱防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域清掃活動の推進を図ります。 市民や観光客に対して意識啓発を行います。 不法投棄パトロールを実施します。 環境保全条例に基づき、指導等を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域清掃活動に積極的に参加します。 	
空地等の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全条例に基づき指導等を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 空地等の適正管理に努めます。 	
海岸漂着ごみへの対策	<ul style="list-style-type: none"> 海岸清掃活動を推進します。 漂着ごみの処理の方法や手続きの問合せに的確に対応します。 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸清掃活動に積極的に参加します。 	

<生活環境の保全(田原市環境保全条例)体系 ~地域住民の生活環境を守るために~>



※この条例は、違反者に対し容易に過料などを課すことが目的ではなく、より効果的な啓発手段として規定するものです。「市民一人ひとりのモラル」の向上を目指します。

第4章 計画の推進

本計画の目指す環境像を実現するためには、市民・事業者・市のそれぞれが互いの役割を認識し、連携・協働して、環境の保全と創造に向けた取組みを進めること、また推進体制や進行管理のためのしくみを整備することが必要不可欠です。

1 市民・事業者・市の協働体制の構築

現在、本市においては市民・事業者・市の3者の協働体制の確立に向けて、以下の取組を推進します。

(1) 環境問題を身近に感じ、具体的行動につなげられる教育の実施

地球温暖化、ごみの不法投棄、河川の汚濁、悪臭などの顕在化した環境問題の多くは、市民の日常生活や事業活動による環境への負荷が主な原因となっています。

環境問題は、一人ひとりが問題を知り、人間活動と環境との関わりについて正しく理解し、自分自身に関連のある問題として捉え、解決のための行動を実践し、「できることから行動を行う」ことが大切です。

そのためには、子どもから大人までの様々な階層の市民が、家庭や学校、地域、職場などのいろいろな場において積極的に環境学習・環境教育に取り組むことができる機会と手段の提供が必要です。

特に、将来を担う子どもたちに対しては、本市を取り巻く環境の良さ・楽しさを知り、将来にわたって守り続けていくためにはどのような行動が必要なのか、自ら主体的に考える機会を設ける必要があります。

そこで、自然観察会などの体験型学習会、地域や海岸の清掃活動、日常生活でのゴミの減量化などの実践活動等の場や機会、知識の提供を行い、環境意識の向上を目指します。

(2) 情報の共有

環境問題を自らの問題として認識し、市民・事業者・市が互いに連携・協働して積極的に取り組みを進めるためには、環境に関する様々な情報を共有することが必要です。

そこで、それぞれの持つ環境に関する情報を積極的に公表し、共有するための取り組みを行うことが重要となり、市は、**情報の有効活用の**

環境に関する様々な情報の共有化

- ・市は環境に関する調査を行っていますが、特定の地域や分野に関しては地元の市民やNPO等の方が詳細な情報を持っている場合があります。
- ・環境対策技術の動向や企業・業界の環境に対する考え方や取組みなどに関しては、事業者の方がより多くの情報を持っている場合があります。
- ・環境問題に対する考え方や今後期待される技術、国内外の動向などについては、大学や研究機関などの専門家の持つ情報を積極的に取得する必要があります。

ための体制づくりを進めます。

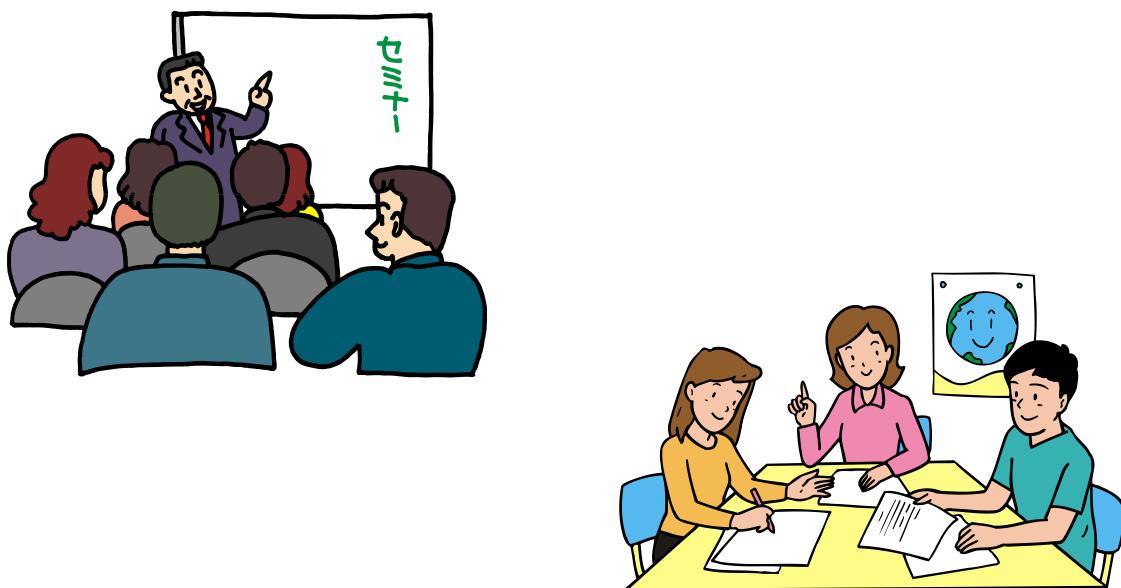
《体制づくりのための取組》

- ・情報交換の場の設置
- ・大学や研究機関と連携した情報収集
- ・定期的な情報交換の実施
- ・集められた情報の整理・体系化 等

また、市民・事業者・市の連携・協働による取り組みを全市に広げるためには、情報を単に公表するだけでなく、受け手が取得しやすい形で提供することが必要です。そのためには、あらゆる手段を講じて取得・共有した情報を全市に流通させるための仕組みの検討を行います。

《環境情報の提供方法》

- ・市の広報・ホームページで公開
- ・自治会等の地域の組織の活用
- ・講演会やセミナーなどの開催
- ・常設の環境教育施設等における環境情報の提供 等



2. 推進体制

市民・事業者・市が協力して、本市の環境を保全するための取り組みを進めるために、以下のような推進体制を整備します。計画の推進組織として、以下の組織を位置づけます。

■ 田原市環境審議会

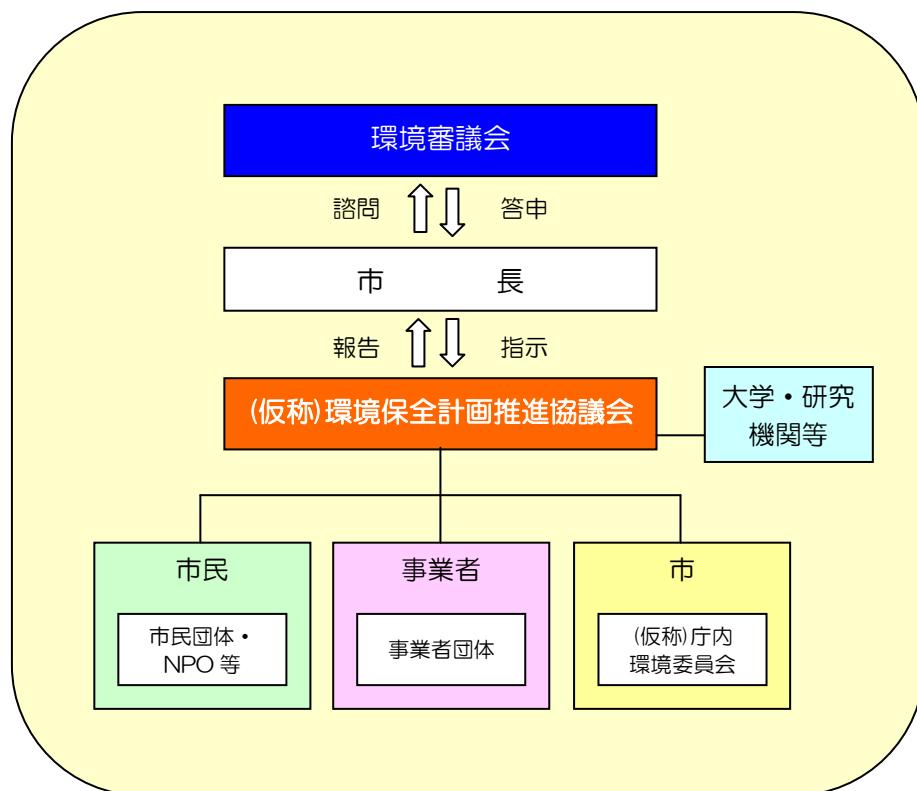
田原市環境審議会は、「田原市環境基本条例」で位置づけられており、本市における環境の保全に関する事項を調査審議する市長の諮問機関です。

本市の環境を保全するための取り組みの状況について、審議会において年次報告を行います。

■ 環境保全計画推進協議会(仮称)

本市の環境づくりに向けて本計画の進行管理を担う目的として、市民・事業者・市の三者により構成される協議会の設置を検討します。

なお、当面は府内の組織または、渥美半島生態系ネットワーク協議会を中心とし、市民や事業者さらには、NPO等の意見を反映させることができる体制で本計画を推進することとします。



3. 計画の進行管理

(1) 環境指標と数値目標の設定

本計画に基づく取り組みの状況については、毎年進行状況を把握し、「田原市環境審議会」において年次報告を行います。また、この報告書を公表し、市民及び事業者に対して情報提供を行います。

本計画の進行状況や目標達成状況の把握に当たっては、これらの目安となる「環境指標」を設定し、それぞれに目標値を設定しました。環境指標は、それぞれの施策の現状を測るものとなる項目を選定し、統計数値や事業量等から容易に数値を把握できる項目としました。また、目標値は計画の目標年次である 2027 年度（平成 39 年度）における目標値を設定しています。

分野別 環境像	施策の方向性	環境指標	当初値 (H17 年度)	現況値 (H28 年度)	目標値 (H39 年度)
1 多様な自然が宿るまち（田原市生物多様性地域戦略）	1-1 ふるさとの自然を守る	自然保護活動を行う NPO 等団体数（里山保全団体）	5 団体	7 団体	8 団体
	1-2 自然の持続可能な利用を推進する	耕作放棄地の解消などによる経営耕地面積の確保	—	6,330ha	6,330ha
	1-3 自然とのふれあいを推進する	干潟観察会や河川水生生物調査の実施回数	—	3 回／年	4 回／年
	1-4 環境保全に係る仕組みを充実する	小中学校における自然環境に関する体験学習回数（美化活動・環境保全課活動等）	小学校 20 校 で年間 90 回実施 中学校 7 校 で年間 11 回実施	小学校 18 校 で年間 432 回実施 中学校 6 校 で年間 22 回実施	小学校 1 校 当たり 10 回／年 中学校 1 校 当たり 4 回／年
2 資源が循環する 持続可能なまち	2-1 低炭素社会のまちをつくる	一般住宅の太陽光発電導入率 ※1	2.67%	13.7%	18%
		たはらエコチャレンジ宣言登録者数（累計）	—	3,110 人	4,600 人

分野別 環境像	施策の方向性	環境指標	当初値 (H17 年度)	現況値 (H28 年度)	目標値 (H39 年度)
2 資源が循環する 持続可能なまち	2-2 ごみの少ないまちをつくる	1人1日当たりごみ排出量	1,143g/人・日	1,080g/人・日	880g/人・日
	2-3 資源の循環を確保する	ごみ資源化率	26.7%	29.1%	43.5%
		エコファーマー認定者数	649人	583人	600人
		菜の花エコプロジェクトによる遊休農地解消面積	0.87ha (H18 年度)	12.6ha	24.6ha
3 空気や水がきれいなまち さわやかなまち	3-1 事業所とともに環境対策を行う	公害防除施設を整備し、管理が適切に行われている畜産事業所の割合	69.4%	92.9%	95%
		公害防除施設等設置整備補助金交付件数	7件	35件	30件(H30～H39 の累計件数)
	3-2 環境を監視する	年平均BOD値5mg/l達成割合※2	52.6%	40.0%	70%
		水質環境基準値(河川)の達成割合(BOD75%値8mg/l)※3		72.0%	80%
		水質環境基準値(海域)の達成割合(COD75%値)	66.6%	36.4%※4	50%
	3-3 きれいな水を守る	汚水処理人口普及率 (公共下水道・農業集落排水・コミュニティプラント・合併処理浄化槽処理人口/行政人口)	84.1%	96.2%	98%
	3-4 マナーを守って暮らす	悪臭に関する苦情件数	23件	58件	年間 20件以下
4 うるおいのある 暮らしやすいまち	4-1 緑あふれるまちをつくる	一人当たり都市公園面積 (供用面積)	4.8m ²	5.96 m ²	10m ²
		奨励花壇数	135か所	115か所	120か所
		沿道花壇数	488か所	654か所	800か所
	4-2 快適なまちをつくる	「田原を美しくする推進デー」の回収ゴミ量(枝木を除く)	8,570kg	6,870kg	6,500kg
		不法投棄処理件数	—	265件	250件

※1 導入率：導入累計件数／持ち家世帯数

※2 市調査25地点のうち年平均BOD値が5mg/l以下の割合

※3 市調査25地点のうち年間のBOD75%値が8mg/l以下の割合

※4 市調査11地点のうち年間のCOD75%値の環境基準達成割合

(2) 施策を実施する関連課

本計画に基づく施策の実施内容ごとに関連する課を定め、これに基づいて各施策を実施します。

分野別 環境像	施策の方向性	基本的施策	実施内容	関連する課
1 多様な自然が宿るまち（田原市生物多様性地域戦略）	1-1 ふるさとの自然を守る 自然の持続可能な利用を推進する	(1) 優れた自然環境の保全 (2) 湿美半島の特徴的な動植物の保全 (3) 身近な自然環境の保全	1) 自然公園地域における優れた自然環境の保護	環境政策課
			2) 海岸の浸食対策の実施	維持管理課
			1) 貴重な自然の指定地域における保護対策の推進	環境政策課 文化財課
		(3) 身近な自然環境の保全	2) 動植物の生息・生育地の保全	環境政策課
			1) 身近な緑地の保全	維持管理課
			2) 外来種対策の実施	環境政策課
			3) 郷土産郷土種の積極的な利用	街づくり推進課
		(1) 農林水産業の振興を通じた自然環境の保全 (2) 地産地消の推進を通じた自然環境の保全 (3) 体験型観光の推進を通じた自然環境の保全	1) 耕作放棄地の有効利用と環境保全型農業の推進	環境政策課 農政課 営農支援課 農業委員会
			2) 適正な森林の管理及び活用	街づくり推進課 農政課
			3) 渔場環境の改善	農政課
	1-3 自然とのふれあいを促進する。	(1) 自然とふれあう場の再生と利活用の推進 (2) 自然とふれあう場の創出と利活用の推進	1) 農業の6次産業化の推進	農政課 商工観光課
			1) 自然環境・観光資源の掘り起こしと利活用	農政課 商工観光課
	1-4 環境保全に係る仕組みを充実する	(1) 環境学習の推進	1) 「里の干渉」の再生	環境政策課
			2) 河川の再生	環境政策課 建設企画課
		(2) 市民・事業者・行政の連携体制の整備	1) 自然とふれあう場としての農地の利活用	環境政策課 農政課
			2) 「いらごさららパーク」の利活用	環境政策課 商工観光課
			1) 地域と連携した環境学習の場の創出	環境政策課
			2) 身近な自然を題材とした環境学習の実施	環境政策課 街づくり推進課 学校教育課 農政課
			1) NPO等との連携による自然保護活動の推進	環境政策課 街づくり推進課
			2) 事業者との連携による自然保護活動の推進	環境政策課

分野別 環境像	施策の方向性	基本的施策	実施内容	関連する課
2 資源が循環する持続可能なまち	2-1 低炭素社会のまちをつくる	(1)環境と共生する豊かで持続する地域の実現	1) 地球に優しい再生可能エネルギーへの取組	環境政策課 農政課 商工観光課
			2) 市(行政)・市民・事業者におけるCO ₂ 削減、省資源、省エネルギーへの取組	環境政策課 財政課
			3) 自然環境や景観と再生可能エネルギー発電施設の調和を図る	環境政策課 街づくり推進課 農政課 農業委員会
			4) 公共交通機関の利用促進	街づくり推進課
	2-2 ごみの少ないまちをつくる	(1)廃棄物の減量推進	1) ごみの発生抑制に向けた取組	廃棄物対策課
			2) ごみの再使用に向けた取組	廃棄物対策課
			3) ごみの再生利用に向けた取組	廃棄物対策課
			4) ごみの減量・資源化に関する共通事項	廃棄物対策課
		(2)廃棄物の再使用・再資源化	1) 農業用廃プラスチックの回収・有効利用の推進	農政課
			2) 公共下水道・農業集落排水汚泥等の資源循環型処理手法の検討	下水道課 農政課 廃棄物対策課
			3) 枝木類の資源化の実施	廃棄物対策課
			4) 田原リサイクルセンター(炭生館)の延命	廃棄物対策課
		(3)廃棄物の適正処理	1) 一般廃棄物の適正処理	廃棄物対策課
			2) 産業廃棄物の適正処理	廃棄物対策課
			3) 農業廃棄物の散乱防止	廃棄物対策課 農政課
	2-3 資源の循環を確保する	(1)環境保全型農業の推進	1) 堆肥の生産－利用サイクル構築による環境保全型農業の推進	農政課
			2) 家畜排泄物の適正処理の推進	環境政策課 農政課
			3) 減農薬・減化学肥料を目指す農業の育成	農政課
			4) 耕作放棄地の有効利用	環境政策課 農業委員会 農政課 営農支援課
		(2)健全な水循環の確保	1) 節水の促進	水道課
			2) 家庭や事業所における雨水貯留の促進	下水道課
			3) 雨水の地下浸透の促進	下水道課
			4) 下水処理水の再利用の検討	下水道課

分野別 環境像	施策の方向性	基本的施策	実施内容	関連する課
3 空気や水がきれいでさわやかなまち	3-1 事業所とともに環境対策を行う	(1) 製造事業所への対策	1) 臨海工業地帯における公害防止対策の実施	環境政策課 企業立地推進室
			2) 中小企業の公害防除施設等整備に対する支援	環境政策課
		(2) 畜産事業場への対策	1) 畜産事業場等の巡回指導	環境政策課 農政課
			2) 畜産事業場の公害防除施設等整備に対する支援	環境政策課 農政課
			3) 家畜排泄物処理・保管施設整備の推進	環境政策課 農政課
		(3) 悪臭発生事業場への対策	1) 農地への堆肥投入における悪臭防止対策	環境政策課 農政課
			2) 悪臭を発生する事業場への対策	環境政策課
			3) 緑肥利用の普及	農政課
	3-2 環境を監視する	(1) 大気汚染の監視	1) 大気汚染の測定監視	環境政策課
			2) 発生源の監視	環境政策課
			3) 微小粒子状物質(PM2.5)	環境政策課
		(2) 水質汚濁の監視	1) 河川・海域の水質調査の実施	環境政策課
	3-3 きれいな水を守る	(1) 生活排水対策	1) 騒音・振動の測定監視	環境政策課
			1) 公共下水道等の整備促進	下水道課
			2) 公共下水道等整備地域における接続の促進	下水道課
			3) 合併処理浄化槽への転換の促進	下水道課
			4) 公共下水道放流水の高度処理による負荷低減	下水道課
		(2) 海域・河川浄化に関する意識啓発	1) 海域・河川の現状及び住民意見・要望の把握	環境政策課 建設企画課
			2) 河川の浄化対策の実施	環境政策課 建設企画課 農政課
	3-4 マナーを守って暮らす	(1) 近隣公害対策	1) 公害苦情調査等の実施	環境政策課 及び関係各課

分野別 環境像	施策の方向性	基本的施策	実施内容	関連する課
4 うるおいのある暮らしやすいまち	4-1 緑あふれるまちをつくる 4-2 快適なまちをつくる	(1)快適な景観の形成 (2)歴史・文化の保全 (3)公園・緑地の確保 (1)廃棄物の散乱防止	1)自然景観の保全	街づくり推進課
			2)街並み景観の形成	街づくり推進課 維持管理課
			1)田原城跡周辺の総合的な整備	文化財課
			2)吉胡貝塚史跡公園(シェルマ吉胡)の活用	文化財課
			3)自然・歴史・文化資源のネットワーク化	文化財課 商工観光課
			1)核となる緑地の保全・確保	街づくり推進課
			2)工場敷地内の緑化の推進	環境政策課 企業立地推進室
			3)宅地等の開発における緑地の確保	街づくり推進課
			4)水と緑のネットワークの形成	街づくり推進課 建設企画課
			5)緑化に対する意識の啓発	街づくり推進課
			1)ごみ散乱防止の推進	廃棄物対策課 商工観光課
			2)空地等の適正管理	環境政策課 廃棄物対策課
			3)海岸漂着ごみへの対策	廃棄物対策課 商工観光課 維持管理課

参考資料

1. 田原市環境基本条例

平成 8 年 12 月 25 日
条例第 18 号

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての者の公平な役割分担の下に人の活動による環境への負荷をできる限り低減することによって、持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関し、地域の特性を生かした基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組みが必要とされる場合には、国、県、近隣市町村その他関係機関と協力して行うよう努めるものとする。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(公表)

第 6 条 市長は、毎年、環境の状況に関する報告書を作成し、公表しなければならない。

第 2 章 環境の保全に関する施策の策定等に係る指針

第 7 条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確

保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 大気、水、土壤等を良好な状態に保つことにより、人の健康を保護し、及び快適な生活環境が確保されること。
- (2) 森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
- (3) 地域の歴史的、文化的特性を生かした快適な環境が創造されること。

第3章 環境保全計画

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する計画(以下「環境保全計画」という。)を定めなければならない。

2 前項に規定する環境保全計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境保全計画を定めるに当たっては、あらかじめ田原市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境保全計画の変更について準用する。

第4章 環境の保全のための施策

(規制等の措置)

第9条 市は、快適な生活環境を確保し、及び自然環境を適正に保全するため、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制又は指導の措置を講ずるように努めなければならない。

(助成措置)

第10条 市は、市民又は事業者が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための適切な措置を行うことを助長するため、適正な助成を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等の推進)

第11条 市は、環境の保全のための公共的施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第12条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民及び事業者が、環境の保全について理解を深めるとともに環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第13条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第14条 市は、環境の保全についての教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環

境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査、監視等)

第15条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を推進するために必要な調査を実施し、並びに監視等の体制の整備を図るように努めるものとする。

第5章 環境審議会

(設置)

第16条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市における環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため田原市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第17条 審議会は、委員12人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係行政機関の職員

2 学識経験のある者のうちから委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(会長)

第18条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第19条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、会長(会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者。次項において同じ。)及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第20条 審議会に専門の事項を調査審議させるため、そのつど専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、審議会に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、所管担当課において処理する。

第6章 委任

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(田原町公害対策審議会条例の廃止)

2 田原町公害対策審議会条例(昭和46年田原町条例第5号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年田原町条例第17号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

(田原町公害防止条例の一部改正)

4 田原町公害防止条例(昭和49年田原町条例第26号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(平成17年9月22日条例第79号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

2. 田原市環境保全計画改訂委員名簿

氏 名	区 分
牧野 京史	地域代表
柴田 陽助	地域代表
森下 宰	事業者（建設）
渡邊 幸久	事業者（農業）
本多 ちえ子	環境実践グループ
藤城 昌弘	環境実践グループ
宮川 敏彦	環境保全委員
鈴木 努	行政代表

3. 田原市環境保全計画改訂版策定経過

平成29年

1月21日 第1回田原市環境保全計画改訂委員会

平成30年

2月 2日 第2回田原市環境保全計画改訂委員会

2月16日 環境保全計画案パブリックコメント募集

～3月19日

3月27日 田原市環境審議会への諮問

4月 公表

田原市環境保全計画

改訂版

平成 30 年 4 月

発行◆田原市

編集◆市民環境部環境政策課

〒441-3492

田原市田原町南番場 30 番地 1

TEL 0531-23-3541

FAX 0531-23-1832